



*e-AMANO*

# 従業員向け 年末調整ガイド

---

# 目次

1. <u>e-AMANO へアクセスする</u> .....	P.4
2. <u>年末調整の申告書作成を始める</u> .....	P.7
3. <u>従業員情報</u> .....	P.8
<<1. 在籍状況確認>>	
<<2. 複数給与確認>>	
<<3. 住民票住所>>	
<<4. 世帯主>>	
<<5. 従業員/障害情報入力>>	
<<6. 勤労学生>>	
4. <u>配偶者情報</u> .....	P.18
<<7. 配偶者有無確認>>	
<<8. ひとり親・寡婦確認>>	
<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>	
<b>【補足】税法上と社会保険の扶養親族</b>	
<<10. 配偶者/基本情報入力>>	
<<11. 配偶者/税法扶養情報入力>>	
<<12. 配偶者/障害情報入力>>	
<<13. 配偶者控除申請有無確認>>	
<<14. 配偶者/基本情報入力>>	
<<15. 基礎控除判定>> <<15. 配偶者控除判定>>	
5. <u>親族情報</u> .....	P.47
<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>	
<<17. 親族/基本情報入力>>	
<<18. 親族/税法扶養情報入力>>	
<<19. 親族/障害情報入力>>	
6. <u>保険料控除</u> .....	P.67
<<20. 保険料控除該当有無>>	
<<21. 生命保険料控除申告入力>>	
<<22. 地震保険料控除申告入力>>	
<<23. 社会保険料控除申告入力>>	
<<24. 小規模企業共済等掛金控除申告入力>>	

7. 住宅ローン控除.....P.86

<<25. 住宅ローン控除申告有無確認>>

<<26. 住宅ローン控除申告入力>>

<<27. 確認>>

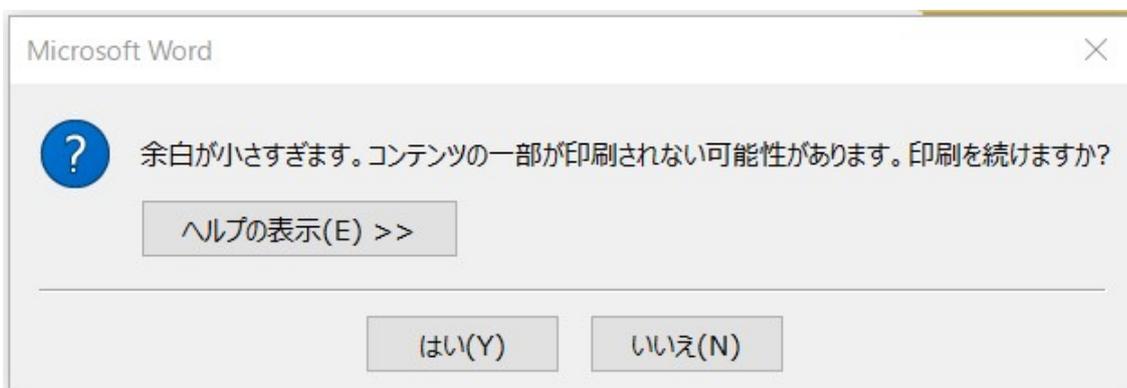
■変更履歴

No	更新日	更新箇所	更新内容
1	2023/10/31	全体	令和5年度版リリース
2	2023/11/07	<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>	税扶養対象外家族の入力理由を追記
3	2023/12/11	<<26.住宅ローン控除申告入力>>	住宅ローン控除申告書の電子ファイルインポート時の住宅借入金等特別控除区分の変更方法を追記
4	2024/10/31	全体	令和6年度版リリース

- e-AMANO の年末調整に関する質問に回答すると年末調整の申告書が作成されます。「はい」「いいえ」の選択により、以降の入力内容が変わります。目次より必要項目をご確認のうえ、ご利用ください。
- 事前にご加入の保険料等の控除証明書をご用意ください。  
(郵送されてきたハガキ、もしくは電子ファイル)
- 申告書の提出方法は年末調整担当者からのご指示に従ってください。
- 保険料控除の情報を手入力した場合は、証明書の原本(ハガキ)を忘れずに年末調整担当者へ提出してください。
- 住宅ローン控除申告書を手入力した場合は、所轄の税務署より発行されている証明書等を忘れずにご提出ください。
- 今年入社した方で、前職の今年分の源泉徴収票を未提出の方は年末調整担当者へ提出してください。
- e-AMANO は PC でもスマートデバイスでも表示できますが、本マニュアルの画面は全て PC 版となります。

**★本マニュアルを印刷してご利用される方はご確認ください。**

本書の Word 版を Office365 バージョン 2208 以前の環境で印刷しようとする  
下記のようなダイアログが表示されますが、そのまま印刷の実行をお願いいたします。



年末調整担当者から下記のような招待メールが届きますので、URL をクリックし、ログインします。

 e-amano@amano.co.jp 2022/08/26 11:32	宛先 Taro Amano/AMANO/JP@AMANO cc bcc 件名 年末調整手続きのお願い
送信者: e-amano@amano.co.jp	
宛先	cc
佐藤 太郎様 このメールは、人事担当グループからe-AMANO人事届出サービスを利用して送信しています。 下記のURL をクリックして、年末調整に関する手続き行ってください。 <a href="https://e-amano-q.i-abs.co.jp/xxxxxxx">https://e-amano-q.i-abs.co.jp/xxxxxxx</a> 手続き完了後、印刷して捺印してください。 内容に間違いがないかを確認いただいた後、人事担当グループへ郵送してください。 URLの有効期限はメール送信日時から30日間となっていますので、期日までに完了していただくよう、お願いします。	

※従業員用ログイン画面の URL へ直接アクセスしてログインする事も可能です。

<https://e-amano.jp/jinji/u1/ufr/page/auth/index?ckey=xxxxxxxxxx>

※xxxxxxxxxx は顧客番号

※顧客番号は会社毎に異なり、入力がないとログインできません。不明な場合は、管理者にご連絡ください。

#### e-AMANO へはじめてアクセスされた方

パスワードの設定画面が表示されますので、パスワードの設定を行った後ログインします。

※パスワードは英数字 8 文字以上 24 文字以下で設定してください。大文字小文字も判別します。

英数字の組み合わせでないといけない等の制約はございませんが、セキュリティ上英数字を混在したパスワードを設定することを推奨いたします。



#### 既にパスワード設定がお済みの方

従業員コードとパスワードを入力の上、ログインをします。





■ パスワードで利用可能な文字

abcdefghijklmnopqrstuvwxyz ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

0123456789 !#%&()\*+-. /;<=>?@[\_{}~

# 2

## 年末調整の申告書作成を始める

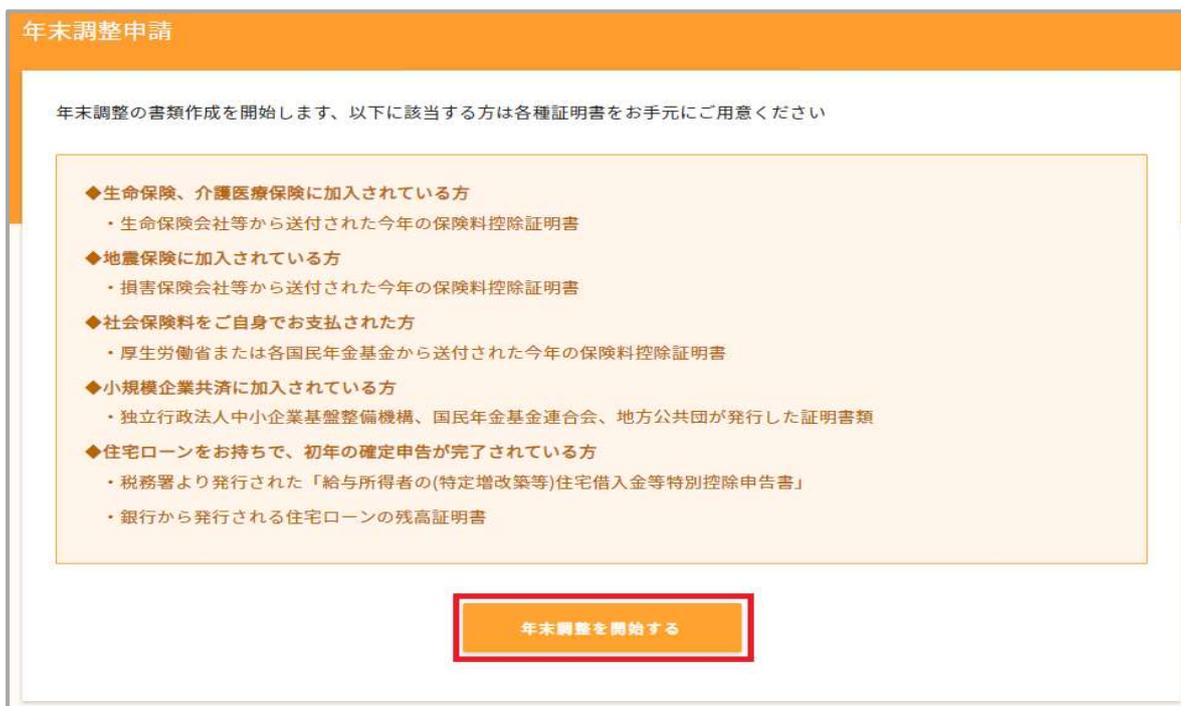
ホーム画面にある年末調整のボタンをクリックして処理を始めます。

画面上に記載された期限までに、手続きを完了してください。



以下の画面を参照し、お手元に届いている各種証明書をご用意ください。

ご自身が該当する全ての証明書が揃いましたら、「年末調整を開始する」ボタンを押下してください。



### ★年末調整を始めるにあたっての注意点

従業員情報や扶養家族情報は、現在 e-AMANO に登録している人事情報に基づき初期表示しています。  
登録内容がない、登録内容に変更がある場合(転居した、子供が生まれた等)は、適宜入力を行ってください。

### <<1.在籍状況確認>>

本年に転職の予定がない方は「開始する」ボタンを押下してください。  
 本年中に再就職される方は、再就職先で年末調整を行いますので、  
 「中断する」ボタンを押下して終了してください。

### <<2. 複数給与確認>>

本年、複数の会社から給与の支給がされたこと(される予定)がある方は「はい」を選択し、  
 複数の会社から給与の支給をされたことのない(される予定もない)方は「いいえ」を選択してください。  
 自営業(フリーランス)などの雇用関係のない働き方は含まれません。

#### 「はい」の場合

複数の会社から給与の支給を受けている場合、  
 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している会社(主たる給与をもらっている会社)の方で  
 年末調整を行います。

e-AMANO で年末調整手続きをしている会社が該当する場合、  
 もう一方の会社の情報を入力し、「次へ」ボタンを押下して年末調整手続きを進めてください。

#### ■現在は主たる給与をもらっている会社以外から給与が支給されていない場合

- 現在も主たる給与をもらっている会社以外から給与が支給されており、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している場合  
源泉徴収票が未提出の方は、源泉徴収票を添付してください。  
(本年、会社に中途入社した方が対象となります。)

年末調整申請

2.複数給与確認 3.住民票住所 ..28

下記に該当する方は「はい」を選択してください

令和6年内に「株式会社〇〇〇〇」以外の会社から給与が支給されたこと(される予定)がありますか?

はい  いいえ

① 自営業(フリーランス)など雇用関係のない働き方は含みません

現在も「株式会社〇〇〇〇」以外の会社から給与が支給されておりますか?

はい  いいえ

「株式会社〇〇〇〇」に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出されていますか?

はい  いいえ

令和6年中に給与の支給を受けた株式会社〇〇〇〇以外の会社情報について記入してください

会社名  (最大30文字) **必須**

退職日

最後の給与支給日   **必須**

源泉徴収票  提出済  未提出 **必須**

処理を中断する場合、「下書き保存」ボタンを押下してください。表示しているページまでの入力情報を保存します。

e-AMANO で年末調整手続きをしている会社が「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない会社（従たる給与をもらっている会社）の場合は年末調整の対象外となります。「次へ」ボタンを押下して、年末調整手続きを終了してください。

年末調整申請

2. 勤続給与情報 3. 住民票住所 ...28

下記に該当する方は「はい」を選択してください

令和6年内に「株式会社〇〇〇〇」以外の会社から給与が支給されたこと（される予定）がありますか？

はい  いいえ

● 自営業（フリーランス）など雇用関係のない働き方は含みません

現在も「株式会社〇〇〇〇」以外の会社から給与が支給されておりますか？

はい  いいえ

「株式会社〇〇〇〇」に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出されていますか？

はい  いいえ

年末調整の対象外になります

「株式会社〇〇〇〇」は乙欄に該当する為、「株式会社〇〇〇〇」にて年末調整をすることはできません  
甲欄にあたる他社にて年末調整のうえ、確定申告を行ってください  
の詳細については、管理者へお問い合わせください

戻る **次へ**

下書き保存

### 「いいえ」の場合

「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

年末調整申請

2. 勤続給与情報 3. 住民票住所 ...28

下記に該当する方は「はい」を選択してください

令和6年内に「株式会社〇〇〇〇」以外の会社から給与が支給されたこと（される予定）がありますか？

はい  いいえ

● 自営業（フリーランス）など雇用関係のない働き方は含みません

戻る **次へ**

下書き保存

### <<3. 住民票住所>>

年末調整で使用する住所は、現住所ではなく住民票に記載の住所となります。  
e-AMANO に住民票住所が登録されている場合は住民票住所が初期表示され、  
未登録の場合は現住所が初期表示されます。  
出力されている住所が正しい場合は「はい」を選択し、  
出力されている住所と異なる場合は「いいえ」を選択してください。

#### 「はい」の場合

「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

#### 「いいえ」の場合

正しい住所を入力し、「次へ」ボタンを押下してください。  
住民票もしくは住民票記載事項証明書を所持している場合は住民票登録をしてください。

～続き～

郵便番号 **必須**  -  (222)-(0011) [郵便番号から自動入力](#)

住所(都道府県) **必須**  (神奈川県)

住所(市区町村) **必須**  (横浜市港北区) **(最大20文字)**

住所(丁目・番地) **必須**  (番号7-3-24) **(最大20文字)**  
① 丁目・番地は入力例の通りハイフン付きで記入してください

住所(建物名・部屋番号)  (イー・アマノビル1F) **(最大20文字)**

住所(フリガナ) **必須**  (カナガワケン ヨコハマシ コウホクク キクナ) **(最大50文字)**

住民票登録   
① 最大ファイルサイズ10MB  
② 住民票もしくは住民票記載事項証明書の写真を登録してください

**次へ**  
下書き保存

「地名 1-2-3103 棟 204 号室」のように  
(丁目・番地)と(建物名・部屋番号)の  
境界が混在して表示されてしまう場合が  
あります。  
このような場合は半角スペースを入力する、  
またはマンション名を記載する等、  
ご配慮ください。

メモ

e-AMANO で現住所、および住民票住所の両方の登録がない場合、  
下図のように住民票住所が「〒-」と表示されます。  
この場合は必ず「いいえ」を選択し、住民票住所の入力を行ってください。

住民票に記載されている住所について教えてください

住民票に記載されている住所はこちらでお間違えないですか？

① 初めて住民票住所を登録する場合は、居住開始日を入力してください

② 住民票に登録される住所が属する市区町村が年末調整の提出先となります

③ 翌年(令和5)1月1日迄に別の市区町村に転居を予定されている方で、住所が確定している方は、「いいえ」を選択のうえ  
転居先の住所をご記入ください

## <<4. 世帯主>>

住民票住所の世帯主が従業員本人の場合は「はい」を選択し、他の家族の場合は「いいえ」を選択してください。

### 「はい」の場合

「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

年末調整申請

4.世帯主 5.従業員/障害情報入力 ...28

こちらの住所の世帯主について教えてください

こちらの住所の世帯主は天野 太郎さんですか？

〒222-0011 神奈川県横浜市港北区菊名

はい いいえ

● 同じ住所に家族が同居しており、世帯主が不明な場合はご家族にご確認のうえ手続きを進めてください

戻る 次へ

下書き保存

### 「いいえ」の場合

世帯主の姓名、続柄を入力し「次へ」ボタンを押下してください。

年末調整申請

4.世帯主 5.従業員/障害情報入力 ...28

こちらの住所の世帯主について教えてください

こちらの住所の世帯主は天野 太郎さんですか？

〒222-0011 神奈川県横浜市港北区菊名

はい いいえ

● 同じ住所に家族が同居しており、世帯主が不明な場合はご家族にご確認のうえ手続きを進めてください

世帯主の姓名、天野 太郎さんのご関係（続柄）について教えてください

姓名 **必須**  (最大30文字)

あなたの続柄 **必須**  ←プルダウンで選択してください。

戻る 次へ

下書き保存

## <<5. 従業員/障害情報入力>>

障害認定されている方は「はい」を選択し、  
該当しない方は「いいえ」を選択してください。

### 「はい」の場合

必要事項を選択および入力し、「次へ」ボタンを押下してください。

障害者手帳を所持している場合は、障害者手帳画像登録をしてください。

年末調整申請

5. 従業員/障害情報入力

6. 勤労学生 ...28

天野 太郎さんの障害認定について教えてください

天野 太郎さんは障害者認定を受けておりますか？

はい  いいえ

● 障害者認定を受けている方は「はい」を選択してください

複数の認定をお持ちの場合は、最も程度の高い認定について入力してください

障害認定区分 **必須**

● 手帳の交付がない場合はその他を選択のうえ状況について記入してください

その他障害認定 **必須**

障害者区分 **必須**  一般の障害者  特別障害者

交付年月日(認定開始日) **必須**   令和4年10月01日

障害者手帳画像登録

● 最大ファイルサイズ10MB

画像をインポートすると下記の図の様な表示へ変更されます。

画像名  
   
● 最大ファイルサイズ10MB

## 「いいえ」の場合

「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

年末調整申請

5. 従業員/障害情報入力 6. 勤労学生 ...28

天野 太郎さんの障害認定について教えてください

天野 太郎さんは障害者認定を受けておりますか？

はい いいえ

② 障害者認定を受けている方は「はい」を選択してください

戻る 次へ

下書き保存

## <<6. 勤労学生>>

ご本人が学生の方は「はい」を選択し、  
該当しない方は「いいえ」を選択してください。  
本年と来年の情報をそれぞれ入力します。  
「本年」のエリアには現時点の情報を入力してください。  
「来年」のエリアには来年の情報を入力してください。

### 「はい」の場合

本年の本業が学生であり、収入見積額が勤労学生控除の要件に該当する場合は「はい」を選択し、  
必要事項を入力してください。学生証明書を所持している場合は、学生証明書画像登録をしてください。  
該当しない場合は「いいえ」を選択し、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。  
(該当しない場合は、勤労学生控除を受けることはできません)

年末調整申請

6. 勤労学生 7. 配偶者有無確認 ...28

勤労学生に関する情報をお伺いします

天野 太郎さんの今年の本業は学生ですか？

はい いいえ

令和 6年の天野 太郎さんの収入見積額は以下のすべてに該当しますか？

- 令和 6年中の給与収入見積額が 130万円 以下
- 令和 6年内の給与以外の「勤労によらない」収入があり、その収入に対する必要経費を控除した額(給与外所得)が 10万円 以下

はい いいえ

該当する場合、勤労学生控除を受けることができます

勤労学生控除申請に必要な情報を入力してください

通学する学校名 **必須** アマノ高等学校 (最大20文字)

対象となる学校は以下のいずれかに該当する学校です

- (1) 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など
- (2) 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校等のうち一定の要件に当てはまる課程を履修させるもの
- (3) 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の要件に当てはまる課程を履修させるもの

学生証明書登録 画像を選択 ※最大ファイルサイズ10MB

入学年月日 **必須** 2022/04/01 令和4年04月01日

令和 4年の給与所得見積額 **必須** 0 円

画像をインポートすると下記の図の様な表示へ変更されます。



～続き～

令和6年中の給与以外の所得についてご記入ください

給与以外所得の有無 **必須**  有り  無し

給与以外の所得詳細 **必須**  (最大50文字)

- ① 令和6年中の給与以外の所得がある場合、その種類と具体的な金額を記入してください
- ② 「所得」とは、収入より必要経費を差し引いた額です
- ③ 給与以外の収入に対する所得の算出方法が不明な方は人事担当者までお問合せください

天野 太郎さんの来年の本業は学生ですか？

はい  いいえ

下書き保存

**「いいえ」の場合**

「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

年末調整申請

6. 勤労学生 7. 配偶者有無確認 ...28

勤労学生に関する情報をお伺いします

天野 太郎さんの今年の本業は学生ですか？

はい  いいえ

天野 太郎さんの来年の本業は学生ですか？

はい  いいえ

下書き保存

## &lt;&lt;7.配偶者有無確認&gt;&gt;

最初に、従業員本人の性別を選択してください。

その後に、現時点での配偶者の有無、離別されている場合はその理由を選択し、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

年末調整申請

7.配偶者有無確認 8.ひとり親・寡婦確認 ..28

天野 太郎さんの性別を教えてください

男性 女性

配偶者はいらっしゃいますか？  
(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む)

はい いいえ 離別理由  
離婚 離別理由  
死別  
生死不明

①「離婚/死別/生死不明」は、現時点で発生の場合のみ選択してください

戻る 次へ

## 「はい」

配偶者がいらっしゃる方は、こちらを選択してください。

はい いいえ 離別理由  
離婚 離別理由  
死別  
生死不明

## 「いいえ」

配偶者がいらっしゃらない(未婚の)方は、こちらを選択してください。

はい いいえ 離別理由  
離婚 離別理由  
死別  
生死不明

### 「離別理由:離婚」

離婚されている方は、こちらを選択してください。

はい	いいえ	離別理由 離婚	離別理由 死別 生死不明
----	-----	------------	--------------------

### 「離別理由:死別 生死不明」

配偶者の方と死別されている、もしくは生死不明の方は、こちらを選択してください。

はい	いいえ	離別理由 離婚	離別理由 死別 生死不明
----	-----	------------	--------------------

また、「▼お亡くなりになられている方はこちら」を押下し、お亡くなりになった日を入力してください。

<a href="#">▲お亡くなりになられている方はこちら</a>	
お亡くなりになった日	<input type="text"/> 

## <<8. ひとり親・寡婦確認>>

<<7.配偶者有無確認>>の回答によっては、このページは表示されません。

<<7.配偶者有無確認>>で以下の回答をした場合のみ表示

「いいえ」

「離別理由：離婚」

「離別理由：死別 生死不明」

表示された方は、ひとり親・寡婦の控除要件に該当するか判定いたします。

ひとり親控除とは性別や婚姻歴の有無に関係なく、事実上婚姻関係と認められる一定の人がいない一方で生計を共にする子供がいる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。

寡婦控除とは離婚、病気や事故による死亡、もしくは生死不明状態により配偶者と離別しその後再婚をしていない場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。寡婦控除を受けられる対象者は女性のみで、婚姻歴があり、ひとり親控除に該当しないことも要件に含まれます。

下記の画面のように、質問に沿って「はい」「いいえ」を選択します。

「はい」を選択した方(ひとり親・寡婦の控除要件に該当する方)は本年と来年の情報をそれぞれ入力します。(質問内容は同じです)

入力が終わられましたら、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

「いいえ」を選択した方(ひとり親・寡婦の控除要件に該当しない方)は、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

### ひとり親の控除要件に該当する方

The screenshot shows a web application interface for tax filing. At the top, there is a progress bar with three steps: '8. ひとり親・寡婦確認' (highlighted in orange), '9. 配偶者/税法扶養(有無確認)', and '10. 控除額計算'. Below the progress bar, the main content area displays a question: '令和6年は控除の条件に該当するか判定いたします。' (We will determine if you qualify for the deduction in R6). The first question is: '天野 太郎さんに令和6年の生計を共にする退職所得を除いた所得金額の合計が48万円以下の子供はいらっしゃいますか？' (Do you have children with whom you share the household in R6, excluding pension income, with a total income of 480,000 yen or less?). There are two buttons: 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No). Below this, a note explains: '「生計を共にする」とはお子様と同居別居に関わらず、お子様が天野 太郎さんの収入にて生計をしている状況を指します。' (Sharing household refers to the situation where your child lives with you, regardless of whether they live together or separately, and their household is supported by your income). The second question is: '天野 太郎さんの令和6年の退職所得を除いた年間所得金額の合計が500万円以下ですか？' (Is the total annual income of Mr. Taniro in R6, excluding pension income, 500,000 yen or less?). There are also 'はい' and 'いいえ' buttons. A note below explains: '天野 太郎さんの退職所得を除いた年間所得金額の合計が500万円を超える場合はひとり親控除対象外になります。' (If the total annual income of Mr. Taniro, excluding pension income, exceeds 500,000 yen, you will not be eligible for the single parent deduction). A blue bracket on the right side of the screen points to the questions and notes, with the text '現時点の情報を入力してください。' (Please enter the current information).

～続き～

令和6年の所得金額合計 **必須** 4000000 円

令和6年の所得金額合計 (退職所得を除いた合計金額) **必須** 4000000 円

退職所得が無い場合は、所得金額合計と同一の金額を入力してください

① 500万円以下が条件となります。  
② 退職所得が無い場合は、一つ上の項目と同一の数値を入力してください。  
③ 退職所得とは、源泉徴収されるものに限り、退職所得は、その金額を「退職所得を除いた合計金額」に含めてください。

現時点の情報を  
入力してください。

令和6年の控除を申告しますか？

はい  いいえ

令和6年は控除の対象です。

以下、申告に必要な生計を共にする子供の情報を入力してください。

① 複数の子供がいる場合は、一番所得の少ない子供の情報を入力してください。

税法上の生計を共にする子供の姓名 **必須** 天野 二郎

天野 太郎さんとの続柄 **必須** 子

税法上の生計を共にする子供の年間所得 **必須** 0 円

② 天野 太郎さんと生計を共にする子供の年間所得が48万円以内の場合は、ひとり親控除対象になります。

税法上の生計を共にする子供の年間所得(退職所得を除いた合計金額) **必須** 0 円

退職所得が無い場合は、年間所得と同一の金額を入力してください

複数の子供がいる場合は  
一番所得の少ない子供の  
情報を入力してください。

退職所得が無い場合は、年間所得と  
同一の金額を入力してください

令和6年は控除の条件に該当するか判定いたします。

天野 太郎さんに令和6年の生計を共にする退職所得を除いた所得金額の合計が48万円以下の子供はいらっしゃいますか？

はい  いいえ

① 「生計を共にする」とはお子様と同居別居に関わらず、お子様が天野 太郎さんの収入にて生計をしている場合を指します。  
② 生計を共にするお子様が他の方の扶養親族になっている、もしくは退職所得を除いた所得金額の合計が48万円を超えている場合は対象外になりますので「いいえ」を選択してください。

戻る **次へ**

下書き保存

来年の情報を入力してください。  
表示される質問内容は、  
今年の控除申告時のものと  
同じです。

## 寡婦の控除要件に該当する方

年末調整申請

8.ひとり親・寡婦確認

9.配偶者/税法扶養(有無確認)

...28

令和6年は控除の条件に該当するか判定いたします。

天野 太郎さんに令和6年の生計を共にする退職所得を除いた所得金額の合計が48万円以下の子供はいらっしゃいますか？

はい  いいえ

① 「生計を共にする」とはお子様と同居別居に関わらず、お子様が天野 太郎さんの収入にて生計をしている場合を指します。

② 生計を共にするお子様が他の扶養親族になっている、もしくは退職所得を除いた所得金額の合計が48万円を超えている場合は対象外になりますので「いいえ」を選択してください。

寡婦控除の条件に該当するか判定いたします。

「寡婦控除」とは、離婚、病気や事故による死亡、もしくは生死不明状態により配偶者と離別し、その後再婚をしていない方を対象に「所得税や住民税の負担を軽減する」という制度です。

① 本年中に発生した離別の後、別の配偶者と婚姻されている場合は、「戻る」より前ページにお戻りいただき、現在の配偶者について「はい」にてお答えください。

② 生死不明の該当条件については以下をご参照ください。

「生死不明」の該当条件は以下のとおりです。

- ・船舶、航空機事故：発生より3ヶ月以上経過
- ・その他の危機によるもの：発生より1年以上経過
- ・その他：発生より3年以上経過

以降の流れは、配偶者との離別の理由によって異なります。  
(理由は「7.配偶者有無確認」の画面で選択したものが初期表示されています。)

### ■ 離別理由：離婚

配偶者との離別の理由を教えてください。

離婚

天野 太郎さんに扶養親族はいらっしゃいますか？

はい  いいえ

以下、申告に必要な生計を共にする扶養親族の情報を入力してください。

① 複数の子供がいる場合は、一番所得の少ない子供の情報を入力してください。

税法上の被扶養者親族の姓名 **必須**

天野 太郎さんとの続柄 **必須**

税法上の被扶養親族の年間所得 **必須**  円

② 天野 太郎さんと生計を共にする扶養親族の年間所得が48万円以内の場合は寡婦控除対象になります。

税法上の被扶養親族の年間所得(退職所得を除いた合計金額) **必須**  円

現時点の情報を  
入力してください。

退職所得が無い場合は、年間所得と  
同一の金額を入力してください

～続き～

天野 太郎さんの令和 6年の退職所得を除いた所得金額合計は500万円以下ですか？

はい  いいえ

① 天野 太郎さんの退職所得を除いた年間所得金額の合計が500万円を超える場合は寡婦控除対象外になります。

令和 6年の所得金額合計 **必須**  円

令和 6年の所得金額合計 (退職所得を除いた合計金額) **必須**  円

② 500万円以下が条件となります。

③ 退職所得が無い場合は、一つ上の項目と同一の数値を入力してください。

④ 退職所得とは、源泉徴収されるものに限ります。「源泉徴収されない退職手当等に係る退職所得」がある場合は、その金額を「退職所得を除いた合計金額」に含めてください。

退職所得が無い場合は、所得金額合計と同一の金額を入力してください

現時点の情報を  
入力してください。

■ 離別理由: 死別／生死不明

配偶者との離別の理由を教えてください。

死別/生死不明

天野 太郎さんの令和 6年の退職所得を除いた所得金額合計は500万円以下ですか？

はい  いいえ

① 天野 太郎さんの退職所得を除いた年間所得金額の合計が500万円を超える場合は寡婦控除対象外になります。

令和 6年の所得金額合計 **必須**  円

令和 6年の所得金額合計 (退職所得を除いた合計金額) **必須**  円

② 500万円以下が条件となります。

③ 退職所得が無い場合は、一つ上の項目と同一の数値を入力してください。

④ 退職所得とは、源泉徴収されるものに限ります。「源泉徴収されない退職手当等に係る退職所得」がある場合は、その金額を「退職所得を除いた合計金額」に含めてください。

退職所得が無い場合は、所得金額合計と同一の金額を入力してください

現時点の情報を  
入力してください。

## 続き～

以降の流れは離別理由に関係なく、共通です

令和6年の控除を申告しますか？

はい  いいえ

令和6年は控除の対象です。

来年の情報を入力してください。  
表示される質問内容は、  
今年の控除申告時のものと  
同じです。

令和7年は控除の条件に該当するか判定いたします。

天野 太郎さんに令和7年の生計を共にする退職所得を除いた所得金額の合計が48万円以下の子供はいらっしゃいますか？

はい  いいえ

② 「生計を共にする」とはお子様と同居別居に関わらず、お子様が天野 太郎さんの収入にて生計をしている場合を指します。

① 生計を共にするお子様が他の方の扶養親族になっている、もしくは退職所得を除いた所得金額の合計が48万円を超えている場合は対象外になりますので「いいえ」を選択してください。

## ひとり親・寡婦の控除要件に該当しない方

8.ひとり親・寡婦控除

9.配偶者/税法扶養(有無確認)

令和6年は控除の条件に該当するか判定いたします。

天野 太郎さんに令和6年の生計を共にする退職所得を除いた所得金額の合計が48万円以下の子供はいらっしゃいますか？

はい  いいえ

② 「生計を共にする」とはお子様と同居別居に関わらず、お子様が天野 太郎さんの収入にて生計をしている状況を指します。

① 生計を共にするお子様が他の方の扶養親族になっている、もしくは退職所得を除いた所得金額の合計が48万円を超えている場合は対象外になりますので「いいえ」を選択してください。

令和6年は控除の対象外です。

令和7年は控除の条件に該当するか判定いたします。

天野 太郎さんに令和7年の生計を共にする退職所得を除いた所得金額の合計が48万円以下の子供はいらっしゃいますか？

はい  いいえ

② 「生計を共にする」とはお子様と同居別居に関わらず、お子様が天野 太郎さんの収入にて生計をしている場合を指します。

① 生計を共にするお子様が他の方の扶養親族になっている、もしくは退職所得を除いた所得金額の合計が48万円を超えている場合は対象外になりますので「いいえ」を選択してください。

令和7年は控除の対象外です。

## <<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>

<<7.配偶者有無確認>>の回答によっては、このページは表示されません。

<<7.配偶者有無確認>>で以下の回答をした場合のみ表示

「はい」

「離別理由:死別 生死不明」(今年亡くなられた場合のみ)

表示された方は、配偶者を控除の適用対象として申告するかを確認いたします。

配偶者を「税法上の扶養」とする場合や「配偶者控除」または「配偶者特別控除」を適用される場合は「はい」を選択、

配偶者を控除の適用対象として申告しない方は「いいえ」を選択し、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

配偶者の給与の年間収入が150万円以下(所得95万円以下)である場合に、「税法上の扶養」の対象となります。本年度、配偶者を税法上の扶養とするが、来年度は配偶者を税法上の扶養としない場合は「はい」を選択してください。

退職手当等(源泉徴収されるものに限る)の支払いを受ける配偶者の、退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下の場合「住民税上の扶養」の対象となりますので、「はい」を選択してください

本年度、配偶者を税法上の扶養としないが、来年度は配偶者を税法上の扶養とする場合は「いいえ」を選択してください。

来年になり配偶者が税法上の扶養となった時に、改めて扶養追加手続き申請を行ってください。

配偶者の方が本年亡くなられた場合、扶養控除対象、および所得金額調整控除対象になる可能性があります。※昨年以前に死亡された方は、本年は控除の対象外となります。

税法上の扶養としていた配偶者と年の途中で離婚された場合は、扶養から外してください。

<<7.配偶者有無確認>>の画面までお戻りいただき、「離別理由:離婚」を選択してください。

※所得税法では、その年の12月31日の現況で扶養控除の判定を行います。

令和6年度では、[税扶養控除の対象外ですが、定額減税の対象]の場合も、[はい]を選択してください。その後、[11.配偶者/税法扶養情報入力]画面の[配偶者は同一生計配偶者ですか?]で[はい]を選択してください。

その為、この画面では基本的に [はい] を選択してください。

後続の画面で、税扶養や配偶者控除有無等を確認しますので [はい] で進んでも問題ありません。

明らかに対象外であり、配偶者の入力をしたくない場合のみ [いいえ] を選んでください。

## 「はい」の場合

年末調整申請

9.配偶者/税法扶養(有無確認) 10.配偶者/基本情報入力 ..28

天野 太郎さんの配偶者は控除の適用を受けますか？

はい  いいえ

② 配偶者は、給与年取が150万円以下の場合に、税法上の扶養へ入る事が可能です。

① 本年度、配偶者を税法上の扶養とするが、翌年度は配偶者を税法上の扶養としない場合は「はい」を選択してください。その後、「11.配偶者/税法扶養情報入力」のページで「来年の税法上の扶養対象とする」のチェックを外してください。

② 本年度、配偶者を税法上の扶養としないが、翌年度は配偶者を税法上の扶養とする場合は「いいえ」を選択してください。来年になり配偶者を税法上の扶養となった時に、改めて扶養追加手続き申請を行ってください。

戻る **次へ**

下書き保存

## 「いいえ」の場合

年末調整申請

9.配偶者/税法扶養(有無確認) 10.配偶者/基本情報入力 ..28

天野 太郎さんの配偶者は控除の適用を受けますか？

はい  いいえ

② 配偶者は、給与年取が150万円以下の場合に、税法上の扶養へ入る事が可能です。

① 本年度、配偶者を税法上の扶養とするが、翌年度は配偶者を税法上の扶養としない場合は「はい」を選択してください。その後、「11.配偶者/税法扶養情報入力」のページで「来年の税法上の扶養対象とする」のチェックを外してください。

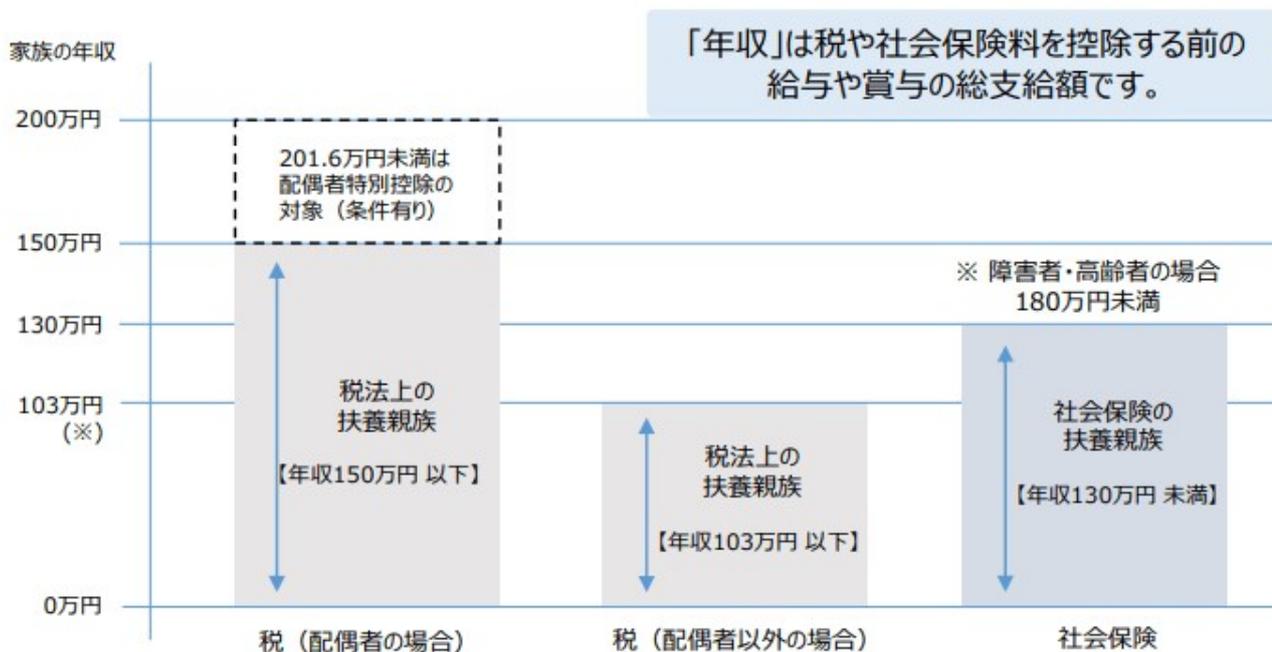
② 本年度、配偶者を税法上の扶養としないが、翌年度は配偶者を税法上の扶養とする場合は「いいえ」を選択してください。来年になり配偶者を税法上の扶養となった時に、改めて扶養追加手続き申請を行ってください。

戻る **次へ**

下書き保存

## 【補足】税法上と社会保険の扶養親族

給与計算に利用される扶養親族は「税法上の扶養親族」「社会保険の扶養親族」があり、ひとつの世帯で暮らしている「家族」であっても、収入によっては「扶養親族」とはなりません。また税法上は扶養親族が配偶者である場合に、他の扶養親族とは要件が異なります。所得税の計算や社会保険料の計算において扶養親族とできる収入は以下の通りです。



(※) 配偶者の場合に限り収入が103万円を超える場合は、配偶者の収入に所得税がかかりますが税・社会保険ともに扶養親族です。

(※) 65歳以上の年金収入が年158万円を超える方、事業利益が年38万円を超える個人事業主は税法上の扶養親族にできません。

## <<10. 配偶者/基本情報入力>>

<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>の回答によっては、このページは表示されません。

<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>で以下の回答をした場合のみ表示

「はい」

表示された方は、配偶者の情報を入力してください。

既に扶養追加手続きにて申請済みの方は配偶者の情報が初期表示されていますので、内容をご確認ください。

※管理者が年末調整の申請依頼をした後に、扶養追加手続きで配偶者を登録された場合、年末調整の<<10.配偶者/基本情報入力>>に配偶者の情報は初期表示されませんのでご注意ください。

年末調整申請

10. 配偶者/基本情報入力

11. 配偶者/税法扶養情報入力

..28

天野 太郎さんの配偶者について教えてください

(姓・名 各最大30文字)

配偶者の姓名(漢字) 必須 天野 花子

(姓・名 各最大30文字)

配偶者の姓名(フリガナ) 必須 アマノ ハナコ

配偶者の生年月日 必須 2000/01/01 平成12年01月01日

配偶者の性別 必須  男性  女性

マイナンバー登録状況 未登録

配偶者との同居の有無、同居していない場合は配偶者のお住まいが国内か国外かを入力し、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

### 配偶者と同居している場合

天野 太郎さんと同居されていますか？

はい いいえ

戻る 次へ

配偶者と同居せず、配偶者が国内居住の場合

天野 太郎さんと同居されていますか？

はい  いいえ

配偶者は国内、海外のどちらにお住まいですか？

国内  海外

配偶者の別居先住所（国内）を記入してください

郵便番号

必須

-

郵便番号から自動入力

(222)-(0011)

住所(都道府県)

必須

(神奈川県)

住所(市区町村)

必須

(最大20文字)

(横浜市港北区)

住所(丁目・番地)

必須

(最大20文字)

(菊名7-3-24)

① 丁目・番地は入力例の通りハイフン付きで記入してください

住所(建物名・部屋番号)

(最大20文字)

(イー・アマノビル1F)

住所（フリガナ）

必須

(最大50文字)

(カナガワケン ヨコハマシ コウホクク キクナ)

別居住所証憑

ファイルを選択

※最大ファイルサイズ10MB

① 複数ファイルがある場合はzipファイルにまとめて登録してください

戻る

次へ

配偶者の方の国内住所を入力してください。

## 配偶者と同居せず、配偶者が国外居住の場合

天野 太郎さんと同居されていますか？

はい

いいえ

配偶者は国内、海外のどちらにお住まいですか？

国内

海外

配偶者の別居先住所（海外）を記入してください

Country

必須

アメリカ合衆国

Address1

必須

29-J

(最大25文字)

Address2

Commerce Way

(最大25文字)

State & City

必須

Totowa, New Jersey

(最大25文字)

別居住所証憑

ファイルを選択

※最大ファイルサイズ10MB

① 複数ファイルがある場合はzipファイルにまとめて登録してください

親族関係確認書類

ファイルを選択

※最大ファイルサイズ10MB

② 複数ファイルがある場合はzipファイルにまとめて登録してください

③ 海外にお住まいの配偶者を扶養追加するためには、天野 太郎さんとの続柄が確認できる公的証明書の提示が必要となります

※外国語表記の場合は和訳の添付も必要です

例：国が地方公共団体が発行する書類（戸籍の附票など）、国外居住親族のパスポートの写し、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書、国外居住配偶者の住所、氏名、生年月日が記載される外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

戻る

次へ

配偶者の方の国外住所を入力してください。

## <<11. 配偶者/税法扶養情報入力>>

<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>の回答によっては、このページは表示されません。

<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>で以下の回答をした場合のみ表示

「はい」

下記の画面のように、質問に沿って「はい」「いいえ」を選択します。

配偶者が税法扶養の対象であるか、以下の記載の要件をご確認ください。

配偶者が税法扶養の対象の方は「はい」を選択、

配偶者が税法扶養の対象でない方は「いいえ」を選択し、

「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

### (1)「源泉控除対象配偶者」

配偶者が以下の条件を満たす場合に対象となります。

条件を満たしている方は「はい」を選択、片方でも満たしていない場合は「いいえ」を選択してください。

- ・ご本人の年間の給与の収入(見込み)が、1,095 万円以下(所得が 900 万円以下)
- ・同一生計の配偶者の年間の給与収入が、150 万円以下(所得が 95 万円以下)

### (2)「同一生計配偶者」

配偶者が以下の条件を満たす場合に対象となります。

条件を満たしている方は「はい」を選択、満たしていない方は「いいえ」を選択してください。

- ・同一生計の配偶者の年間の給与収入が、103 万円以下(所得が 48 万円以下)

## 「はい」の場合

年末調整申請

11. 配偶者/税法扶養情報入力

12. 配偶者/障害情報入力

天野 花子さんの今年(令和 6年)の税法扶養についてお伺いします

天野 花子さんは源泉控除対象配偶者ですか？

はい いいえ

① 源泉控除配偶者は本人の年間所得が900万円(給与所得のみの場合、給与収入が1,095万円)以下かつ同一生計の配偶者の年間所得が95万円(給与収入のみの場合は150万円)以下の場合に対象となります

天野 花子さんは同一生計配偶者ですか？

はい いいえ

② 同一生計配偶者は同一生計の配偶者の年間所得が48万円(給与収入のみの場合は103万円)以下の場合に対象となります

## ～続き～

### (3)「退職所得を有する配偶者」

配偶者が以下の条件を満たす場合に対象となります。

条件を満たしている方は「はい」を選択、満たしていない方は「いいえ」を選択してください。

- ・退職手当等(源泉徴収されるものに限る)の支払いを受ける配偶者の、**退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下の場合**

#### 「はい」の場合

天野 花子さんの令和6年の収入に退職所得はありますか？

はい  いいえ

① 下記の全ての条件に該当する場合は、「はい」を選択してください。

- ・あなたと生計を一にしている。
- ・令和6年の退職所得を除いた合計金額が133万円以下の場合

② 「はい」を選択すると、扶養控除等(異動)申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄に出力されます。

③ 下記の全ての条件に該当する場合は、扶養控除等(異動)申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」内の「障害者区分」欄に出力されます。

- ・あなたと生計を一にしている。
- ・令和6年の退職所得を除いた合計金額が48万円以下の場合
- ・障害者、または特別障害者の場合

「今年(令和〇年)の年間収入見込み額」欄には、1月～12月の期間における収入が給与収入のみの場合、見込み額をご入力頂くことで、「年間所得額」欄を自動計算します。

今年(令和6年)の年間収入見込み額 **必須**

給与収入より所得を計算

800000 円

① 1月～12月の期間における収入が、給与収入のみの場合、見込み額を記入して給与所得を計算可能です

- ※ 通勤手当、失業給付、傷病手当金など、非課税の収入は含めないでください
- ※ 給与収入のみの場合、年間収入が103万円以内の配偶者が税法扶養対象となります

250000 円 (年間所得額)

② 年間所得が48万円以内の配偶者が税法扶養対象となります

③ 給与収入以外の収入がある場合は、ご自身で算出のうえ入力してください

退職所得を有する配偶者が対象の場合は、「年間所得額」欄は自動計算されない為、ご自身で算出した所得額を入力してください。

2箇所以上からの給与収入がある場合や給与以外の収入がある場合は、

「給与収入より所得を計算」のチェックを外し、「年間所得額」欄にご自身で算出した所得額を入力してください。

なお、「通勤手当」「失業給付」「傷病手当金」など、非課税の収入は含めないでください。

～続き～

[源泉徴収される退職所得]も  
[源泉徴収されない退職所得]も  
両方含めてください。

但し、[源泉徴収されない  
退職所得]がある方は、  
確定申告が必要になるケース  
がありますので、税務署へ  
お問い合わせください。

現時点の情報を  
入力してください。

税法上の扶養追加申告に必要な情報について記入してください。

税法上の扶養になった理由 **必須** 変更なし ▼

今年(令和6年)の年間収入見込み額 **必須** 給与収入より所得を計算  
400000 円(年間所得額)

① 年間所得が48万円以内の配偶者が税法扶養対象となります  
② 給与収入以外の収入がある場合は、ご自身で算出のうえ入力してください

令和6年の年間所得見込み額(退職所得を除いた額) **必須** 200000 円

① 133万円以下が条件となります。  
② 退職所得とは、源泉徴収されるものに限り、  
「源泉徴収されない退職手当等に係る退職所得」がある場合は、その金額を「退職所得を除いた合計金額」に含めてください。

今年(令和6年)の1年間あたりの仕送り見込み額 **必須** 300000 円

① 別居中の配偶者への仕送り額についてご記入ください

「年間所得見込み額(退職所得を除いた額)」欄は、  
退職所得を有する配偶者が  
対象の場合に表示されます。

「仕送り見込み額」欄は、  
配偶者と同居されていない  
場合に表示されます。

天野 花子さんの来年(令和7年)の税法扶養についてお伺いします

天野 花子さんは源泉控除対象配偶者ですか？

はい いいえ

① 源泉控除対象配偶者は本人の年間所得が900万円(給与所得のみの場合、給与収入が1,095万円)以下かつ同一生計の配偶者の年間所得が95万円(給与収入のみの場合は150万円)以下の場合に対象となります

天野 花子さんは同一生計配偶者ですか？

はい いいえ

① 同一生計配偶者は同一生計の配偶者の年間所得が48万円(給与収入のみの場合は103万円)以下の場合に対象となります

天野 花子さんの令和7年の収入に退職所得はありますか？

はい いいえ

① 下記の全ての条件に該当する場合は、「はい」を選択してください。  
・あなたと生計を一にしている。  
・令和7年の退職所得を除いた合計金額が133万円以下の場合

② 「はい」を選択すると、扶養控除等(異動)申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄に出力されます。

③ 下記の全ての条件に該当する場合は、扶養控除等(異動)申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」内の「障害者区分」欄に出力されます。  
・あなたと生計を一にしている。  
・令和7年の退職所得を除いた合計金額が48万円以下の場合  
・障害者、または特別障害者の場合

戻る 次へ

来年の情報を  
入力してください。  
表示される質問内容は、  
今年の控除申告時のもの  
と同じです。

天野 花子さんの今年(令和 6年)の税法扶養についてお伺いします

天野 花子さんは源泉控除対象配偶者ですか？

はい

いいえ

① 源泉控除配偶者は本人の年間所得が900万円（給与所得のみの場合、給与収入が1,095万円）以下かつ同一生計の配偶者の年間所得が95万円（給与収入のみの場合は150万円）以下の場合に対象となります

天野 花子さんは同一生計配偶者ですか？

はい

いいえ

② 同一生計配偶者は同一生計の配偶者の年間所得が48万円（給与収入のみの場合は103万円）以下の場合に対象となります

天野 花子さんの令和 6年の収入に退職所得はありますか？

はい

いいえ

天野 花子さんの来年(令和 7年)の税法扶養についてお伺いします

天野 花子さんは源泉控除対象配偶者ですか？

はい

いいえ

① 源泉控除配偶者は本人の年間所得が900万円（給与所得のみの場合、給与収入が1,095万円）以下かつ同一生計の配偶者の年間所得が95万円（給与収入のみの場合は150万円）以下の場合に対象となります

天野 花子さんは同一生計配偶者ですか？

はい

いいえ

② 同一生計配偶者は同一生計の配偶者の年間所得が48万円（給与収入のみの場合は103万円）以下の場合に対象となります

天野 花子さんの令和 7年の収入に退職所得はありますか？

はい

いいえ

③ 下記の全ての条件に該当する場合は、「はい」を選択してください。  
・あなたと生計を一にしている。  
・令和 7年の退職所得を除いた合計金額が133万円 以下の場合

④ 「はい」を選択すると、扶養控除等(異動)申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄に出力されます。

⑤ 下記の全ての条件に該当する場合は、扶養控除等(異動)申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」内の「障害者区分」欄に出力されます。  
・あなたと生計を一にしている。  
・令和 7年の退職所得を除いた合計金額が48万円 以下の場合  
・障害者、または特別障害者の場合

戻る

次へ

## <<12. 配偶者/障害情報入力>>

<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>の回答によっては、このページは表示されません。

<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>で以下の回答をした場合のみ表示

「はい」

配偶者の方が障害認定されている場合は「はい」を選択後、必要事項を選択および入力してください。  
該当しない方は「いいえ」を選択して、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

「はい」の場合

年末調整申請

12. 配偶者/障害情報入力

13. 配偶者控除申請有無確認

天野 花子さんの障害認定について教えてください

天野 花子さんは障害者認定を受けておりますか？

はい  いいえ

● 障害者認定を受けている方は「はい」を選択してください

複数の認定をお持ちの場合は、最も程度の高い認定について入力してください

障害認定区分 **必須**

● 手帳の交付がない場合はその物を選択のうえ障害について記入してください

その他障害認定 **必須**

障害者区分 **必須**  一般の障害者  特別障害者

交付年月日(認定開始日) **必須**

障害者手帳画像登録

● 最大ファイルサイズ10MB

画像をインポートすると下記の図の様な表示へ変更されます。

画像名

● 最大ファイルサイズ10MB

## 「いいえ」の場合

年末調整申請

12.配偶者/障害情報入力

13.配偶者控除申請有無確認

..28

天野 花子さんの障害認定について教えてください

天野 花子さんは障害者認定を受けておりますか？

はい

いいえ

● 障害者認定を受けている方は「はい」を選択してください

戻る

次へ

下書き保存

### <<13. 配偶者控除申請有無確認>>

<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>の回答によっては、このページは表示されません。

<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>で以下の回答をした場合のみ表示

「はい」

配偶者を「配偶者控除対象」または「配偶者定額減税対象」として申告する方は「はい」を選択、  
配偶者を「配偶者控除対象」または「配偶者定額減税対象」として申告しない方は「いいえ」を選択し、  
「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

以下の条件を満たす場合に対象となります。

「配偶者控除対象」または「配偶者定額減税対象」の条件を満たしている方は「はい」を選択、  
満たしていない方は「いいえ」を選択してください。

「配偶者控除対象」

- ・従業員本人の年間の給与の収入(見込み)が、1,195万円以下(所得が1,000万円以下)

「配偶者定額減税対象」

- ・従業員本人の年間所得の見積額が1,805万円以下  
(給与所得のみの場合、給与収入が2,000万円以下)
- ・配偶者の年間所得の見積額が48万円以下  
(給与所得のみの場合、給与収入が103万円以下)

「配偶者定額減税対象」の申請は  
条件を両方とも満たしている場合が  
対象となります。

「はい」の場合

13. 配偶者控除申請有無確認

14. 配偶者/基本情報入力

天野 太郎さんの配偶者を「配偶者控除対象」または「配偶者定額減税対象」として申請いたしますか？

はい いいえ

「配偶者控除」の該当条件は以下のとおりです

- ・天野 太郎さんの年間所得の見積額が1,000万円以下(給与所得のみの場合、給与収入が1,195万円以下)

「配偶者定額減税対象」の該当条件は以下のとおりです

- ・天野 太郎さんの年間所得の見積額が1,805万円以下(給与所得のみの場合、給与収入が2,000万円以下)
- ・天野 太郎さんの配偶者の年間所得の見積額が48万円以下(給与所得のみの場合、給与収入が103万円以下)

戻る 次へ

## 「いいえ」の場合

13.配偶者控除申請有無確認

14.配偶者/基本情報入力

天野 太郎さんの配偶者を「配偶者控除対象」または「配偶者定額減税対象」として申請いたしますか？

はい いいえ

「配偶者控除」の該当条件は以下のとおりです

- ・天野 太郎さんの年間所得の見積額が 1,000万円 以下（給与所得のみの場合、給与収入が 1,195万円 以下）

「配偶者定額減税対象」の該当条件は以下のとおりです

- ・天野 太郎さんの年間所得の見積額が 1,805万円 以下（給与所得のみの場合、給与収入が 2,000万円 以下）
- ・天野 太郎さんの配偶者の年間所得の見積額が 48万円 以下（給与所得のみの場合、給与収入が 103万円 以下）

戻る 次へ

## <<15. 基礎控除判定>>

15.に表示される画面は、入力内容により「15. 基礎控除判定」と「15. 配偶者控除判定」に分かれます。

### <<15. 基礎控除判定 >>の画面が表示される方

#### 【パターン1】

<<7.配偶者有無確認>>の質問で「いいえ」「離別理由:離婚」「離別理由:死別 生死不明」(昨年以前に亡くなられた場合)を選択した方。

#### 【パターン2】

<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>の質問で「いいえ」を選択した方

#### 【パターン3】

<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>の質問で「はい」を選択した方のうち、  
<<13. 配偶者控除申請有無確認>>の質問を「いいえ」で回答した方。

従業員本人の今年(令和〇年1月~12月)の各種収入について入力します。

今年(令和〇年1月~12月)の収入が給与収入のみの場合は、「給与以外の収入有無」で「無」を選択してください。

給与以外の収入がある場合、「有」を選択してください。

「(a) 収入金額」欄には、各項目の年間の収入見込み額を入力してください。

右側の「所得金額」欄へ、自動で金額が反映されます。

収入金額を入力することで、自動で「基礎控除の額」を計算し、画面下部へ控除額を出力します。

退職所得がある場合は、「従業員」「役員等」の該当する方を選択のうえ、勤続年数を入力してください。

勤続年数は1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げてください。

例)4年1か月 ⇒ 5年

障害者になったことに直接起因する退職の場合は、チェックボックスにチェックを付けてください。

入力が終わりましたら、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

給与収入のみの場合、「無」を選択します。

～続き～

所得の種類	(a) 収入金額	(b) 必要経費等	所得金額
(1) 給与所得	3000000 円		2,020,000 円
(2) 事業所得	0 円	0 円	0 円
(3) 雑所得	0 円	0 円	0 円
(4) 配当所得	0 円	0 円	0 円
(5) 不動産所得	0 円	0 円	0 円
(6) 退職所得	0 円	0 円	0 円
(7) (2)～(6)以外の所得	0 円	0 円 (うち特別控除額 0 円)	0 円
(8) 所得合計			2,020,000 円

区分判定(区分1)	900万円以下(A)
-----------	------------

控除額計算結果

基礎控除の額	480,000 円
--------	-----------

戻る 次へ

給与収入額を入力します。

勤続年数は1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げてください。  
例) 4年1か月 ⇒ 5年

障害者になったことに直接起因する退職の場合は、チェックボックスにチェックを付けてください。

[退職所得]欄には、[源泉徴収される退職所得]のみを入力してください。

[源泉徴収されない退職所得]は、通常の所得欄に含めてください。  
また、確定申告が必要になるケースがありますので、税務署へお問い合わせください。

メモ

農業収入や漁業収入、小売業やサービス業などの事業を通して生じた収入がある場合、「(2)事業所得」欄へ入力します。

また、ご本人に年金収入がある場合、「(3) 雑所得」欄へ入力します。

収入額を「(a) 収入金額」列に記載し、控除額を「(b) 必要経費等」列に記載してください。  
控除額が分からない場合は、年末調整担当者へご確認ください。

## <<15. 配偶者控除判定>>

15.に表示される画面は、入力内容により「15. 基礎控除判定」と「15. 配偶者控除判定」に分かれます。

### <<15. 配偶者控除判定 >>の画面が表示される方

<<9. 配偶者/税法扶養(有無確認)>>の質問で「はい」を選択した方のうち、  
<<13. 配偶者控除申請有無確認>>の質問を「はい」で回答した方。

従業員本人および配偶者の収入金額を入力することで、  
自動で「基礎控除の額」「配偶者控除の額」「配偶者特別控除の額」を計算し、  
画面下部へ控除額を出力します。

従業員本人の今年(令和〇年1月～12月)の各種収入について入力します。

今年(令和〇年1月～12月)の収入が給与収入のみの場合は、「給与以外の収入有無」で  
「無」を選択してください。

給与以外の収入がある場合、「有」を選択してください。

「(a) 収入金額」欄には、各項目の年間の収入見込み額を入力してください。

右側の「所得金額」欄へ、自動で金額が反映されます。

退職所得がある場合は、「従業員」「役員等」の該当する方を選択のうえ、勤続年数を入力してください。  
勤続年数は1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げてください。

例)4年1か月 ⇒ 5年

障害者になったことに直接起因する退職の場合は、チェックボックスにチェックを付けてください。

給与収入のみの場合、「無」を選択します。

～続き～

所得の種類	(a) 収入金額	(b) 必要経費等	所得金額
(1) 給与所得	3000000 円	給与収入額を入力します。	2,020,000 円
(2) 事業所得	0 円	0 円	0 円
(3) 雑所得	0 円	0 円	0 円
(4) 配当所得	0 円	0 円	0 円
(5) 不動産所得	0 円	0 円	0 円
(6) 退職所得	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>退職所得 ※退職所得を入力する場合は以下をご記入ください</p> <p><input checked="" type="radio"/> 従業員 <input type="radio"/> 役員等</p> <p>勤続年数: 0</p> <p><input type="checkbox"/> 障害者になったことに直接起因する退職</p> <p>① 勤続年数は1年に満たない端数があるときは1年に切り上げてください 例) 4年1か月 ⇒ 5年</p> </div>	<p>勤続年数は1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げてください。 例) 4年1か月 ⇒ 5年</p> <p>(退職所得控除額) 障害者になったことに直接起因する退職の場合は、チェックボックスにチェックを付けてください。</p>	0 円
(7) (2)～(6)以外の所得	0 円	0 円 (うち特別控除額 0 円)	0 円
(8) 所得合計			2,020,000 円

区分判定(区分1) 900万円以下(A)

 メモ

農業収入や漁業収入、小売業やサービス業などの事業を通して生じた収入がある場合、「(2)事業所得」欄へ入力します。

また、ご本人に年金収入がある場合、「(3) 雑所得」欄へ入力します。

収入額を「(a) 収入金額」列に記載し、控除額を「(b) 必要経費等」列に記載してください。  
控除額が分からない場合は、年末調整担当者へご確認ください。

## ～続き～

配偶者の今年(令和〇年1月～12月)の各種収入について入力します。

今年(令和〇年1月～12月)の収入が給与収入のみの場合は、「給与以外の収入有無」で「無」を選択してください。

給与以外の収入がある場合、「有」を選択してください。

「(a) 収入金額」欄には、各項目の年間の収入見込み額を入力してください。

右側の「所得金額」欄へ、自動で金額が反映されます。

退職所得がある場合は、「従業員」「役員等」の該当する方を選択のうえ、勤続年数を入力してください。

勤続年数は1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げてください。

例)4年1か月 ⇒ 5年

障害者になったことに直接起因する退職の場合は、チェックボックスにチェックを付けてください。

入力が終わられましたら、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

天野 花子さんの今年(令和6年)の各種収入について記入してください

給与以外の収入有無 必須  有  無 給与収入のみの場合、「無」を選択します。

① 天野 花子さんに給与以外の所得がある場合は、「有」を選択してください

	所得の種類	(a) 収入金額	(b) 必要経費等	所得金額
(1)	給与所得	360000 円		0 円
(2)	事業所得	0 円	0 円	0 円
(3)	雑所得	0 円	0 円	0 円
(4)	配当所得	0 円	0 円	0 円
(5)	不動産所得	0 円	0 円	0 円
(6)	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">退職所得</p> <p style="font-size: x-small;">※ 退職所得を入力する場合は以下をご記入ください</p> <p><input checked="" type="radio"/> 従業員 <input type="radio"/> 役員等</p> <p>勤続年数: <input style="width: 50px;" type="text" value="0"/></p> <p><input type="checkbox"/> 障害者になったことに直接起因する退職</p> <p style="font-size: x-small;">② 勤続年数は1年に満たない端数があるときは1年に切り上げてください 例) 4年1か月 ⇒ 5年</p> </div>		0 円	
(7)	(2)～(6)以外の所得		(退職所得控除額) 0 円	0 円
(8)	所得合計		(うち特別控除額) 0 円	0 円

勤続年数は1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げてください。  
例)4年1か月 ⇒ 5年

障害者になったことに直接起因する退職の場合は、チェックボックスにチェックを付けてください。

[退職所得]欄には、[源泉徴収される退職所得]のみを入力してください。

[源泉徴収されない退職所得]は、通常の所得欄に含めてください。  
また、確定申告が必要になるケースがありますので、税務署へお問い合わせください。

区分判定(区分II) ---

～続き～

控除額計算結果

基礎控除の額	480,000	円
配偶者控除の額	380,000	円
配偶者特別控除の額	0	円

戻る 次へ



メモ

農業収入や漁業収入、小売業やサービス業などの事業を通して生じた収入がある場合、「(2)事業所得」欄へ入力します。

また、ご本人に年金収入がある場合、「(3) 雑所得」欄へ入力します。

収入額を「(a) 収入金額」列に記載し、控除額を「(b) 必要経費等」列に記載してください。  
控除額が分からない場合は、年末調整担当者へご確認ください。

<<15. 配偶者控除判定>>の入力について、配偶者控除対象外となる入力があった場合には

画面下部の控除額計算結果欄にエラー表示がされます。

例) 従業員本人の所得合計 1,000 万超過(控除対象外)

配偶者所得合計 48 万円以下(控除対象内)

配偶者控除の対象となるのは、従業員本人の所得と配偶者所得の両方が控除対象内の場合です。片方でも控除対象外となる場合は、配偶者控除の対象外です。

こちらの画面では「戻る」ボタンを押下する方と、「次へ」ボタンを押下して進んでいただく方に分かれますので該当する方の操作を行ってください。

### 「戻る」ボタンを押下する方

所得金額調整控除の要件に該当しない方は、「戻る」ボタンで<<13. 配偶者控除申請有無確認>>の画面までお戻りいただき、「配偶者控除対象」申請有無の質問を「いいえ」に回答し直してください。

※所得金額調整控除の要件は、「次へ」ボタンを押下する方の記載内容をご参照ください。

控除額計算結果		
基礎控除の額	480,000	円
配偶者控除の額	0	円
配偶者特別控除の額	0	円

配偶者控除対象外です

「戻る」より「13.配偶者控除申請有無確認」にお戻りいただき、「配偶者控除対象」として申請いたしますか？で「いいえ」を選択してください

戻る次へ

## 「次へ」ボタンを押下する方

以下の所得金額調整控除の要件に該当する方は、「次へ」ボタンを押下してください。

「従業員本人の給与収入が 1,196 万円以上 1,210 万円以下」かつ、  
以下に記載の要件のうち、いずれかに該当する場合

「本人が特別障害者」

「扶養親族が 23 歳未満」

「同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者」

※こちらの金額の要件は、  
エラー表示がされた方の中から  
「次へ」ボタンを押下していただく場合  
に限定した記載です。  
所得金額調整控除の要件金額では  
ございません。

控除額計算結果		
基礎控除の額	480,000	円
配偶者控除の額	0	円
配偶者特別控除の額	0	円

配偶者控除対象外です  
「戻る」より「13.配偶者控除申請有無確認」にお戻りいただき、「配偶者控除対象」として申請いたしますか？で「いいえ」を選択してください

また、本人の合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下、かつ配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合  
下記メッセージが表示されますのでその場合も「次へ」ボタンを押下してください。

控除額計算結果		
基礎控除の額	480,000	円
配偶者控除の額	0	円
配偶者特別控除の額	0	円

配偶者控除対象外です  
「戻る」より「13.配偶者控除申請有無確認」にお戻りいただき、「配偶者控除対象」として申請いたしますか？で「いいえ」を選択してください

配偶者が定額減税の対象になる場合があります  
あなたの合計所得金額が1,000万円超 1,805万円以下、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下を満たす場合は、「配偶者控除対象外です」のメッセージは無視して、このまま「次へ」お進みください。

## &lt;&lt;16. 親族/税法扶養(該当有無)&gt;&gt;

配偶者以外の親族は、給与の年間収入が103万円以下の場合に「税法上の扶養」の対象となります。

配偶者以外の親族を「税法上の扶養」として申告する方は、下記の

**配偶者以外の親族を「税法上の扶養」として申告する場合**の記載内容をご確認のうえ

必要に応じた操作を完了させて、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

「税法上の扶養」として申告する親族がない方は、そのまま「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

※控除対象の扶養親族でなくても扶養親族がいる場合は、年齢に関わらず登録してください。

扶養親族が扶養控除の対象外となる16歳未満の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます。

※配偶者の扶養となっている扶養親族の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます。

(配偶者の扶養となっている場合は、税法扶養対象外として登録してください)

※退職手当等(源泉徴収されるものに限る)の支払いを受ける扶養親族の、退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下の場合「住民税上の扶養」の対象となります

※扶養のご家族がお亡くなりになられている場合、死亡した年は控除の対象となります。

本年に亡くなられている場合は本年の扶養は申告してください

※昨年以前に死亡された方は、本年は控除の対象外となります。

## 配偶者以外の親族を「税法上の扶養」として申告する場合

e-AMANO で扶養親族を登録されている方は、登録内容が反映された状態で表示されます。

■ステータスが「編集集中」の状態が初期表示されますので、「編集」ボタンを押下して扶養に関する情報を登録してください。

表示されている扶養親族のステータスが全員分「入力完了」または「対象外」にならないと次へお進みいただけません。

※本年度に税扶養から外す親族と税扶養に追加する親族がいる場合、  
[税扶養から外す親族の姓名だけを扶養に追加する親族の姓名へ置き換えることで変更する]ことはしないでください。  
必ず、税扶養から外す親族は扶養対象外とし、扶養に追加する親族は新規追加してください。

年末調整申請

16. 親族/税法扶養(該当有無) | 17. 親族/基本情報入力

「税法上の扶養親族」として申告したいご親族に関する情報をお伺いします

- ステータスが「編集集中」となっているご親族は、「編集」ボタンを押して扶養に関する情報を登録してください
- 新しくご親族を追加する場合は、「新規親族追加」ボタンを押してください
- 申告するご親族がいらない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください
- 本画面の「新規親族追加」から登録されたご親族を削除する場合や、氏名が重複しているご親族の片方を削除する場合は、「削除」ボタンを押してください  
その際、マイナンバー登録がある方を残してください
- 給与年収が103万円以下の場合に、「税法上の扶養」へ入ることが可能です
- ご親族に退職所得がある場合も登録してください
- ここでは、控除対象の扶養親族でなくても、扶養親族がいる場合は、年齢に関わらず登録してください  
扶養親族が扶養控除の対象外となる16歳未満の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
また、配偶者の扶養となっている扶養親族の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
(配偶者の扶養となっている場合は、「編集」または「新規追加親族」ボタンを押して、税扶養対象外として登録してください)
- 「税法上の扶養」や「所得金額調整控除」の対象にならないご親族は、「対象外」ボタンを押してください

ステータス	氏名	続柄	同居区分	生年月日	税法扶養有無	マイナンバー登録済み	操作
編集集中	天野 次郎	子	同居	2018/10/01	有	未登録	編集 対象外
編集集中	天野 さくら	子	同居	2020/06/01	有	未登録	編集 対象外

新規親族追加

戻る 次へ

「編集」ボタンを押下した後の入力の流れは本マニュアルの  
 <<17. 親族/基本情報入力>>  
 <<18. 親族/税法扶養情報入力>>  
 <<19. 親族/障害情報入力>>をご参照ください。

年末調整申請

16. 親族/税法扶養(該当有無) | 17. 親族/基本情報入力

「税法上の扶養親族」として申告したいご親族に関する情報をお伺いします

- ステータスが「編集集中」となっているご親族は、「編集」ボタンを押して扶養に関する情報を登録してください
- 新しくご親族を追加する場合は、「新規親族追加」ボタンを押してください
- 申告するご親族がいらない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください
- 本画面の「新規親族追加」から登録されたご親族を削除する場合や、氏名が重複しているご親族の片方を削除する場合は、「削除」ボタンを押してください  
その際、マイナンバー登録がある方を残してください
- 給与年収が103万円以下の場合に、「税法上の扶養」へ入ることが可能です
- ご親族に退職所得がある場合も登録してください
- ここでは、控除対象の扶養親族でなくても、扶養親族がいる場合は、年齢に関わらず登録してください  
扶養親族が扶養控除の対象外となる16歳未満の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
また、配偶者の扶養となっている扶養親族の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
(配偶者の扶養となっている場合は、「編集」または「新規追加親族」ボタンを押して、税扶養対象外として登録してください)
- 「税法上の扶養」や「所得金額調整控除」の対象にならないご親族は、「対象外」ボタンを押してください

ステータス	氏名	続柄	同居区分	生年月日	税法扶養有無	マイナンバー登録済み	操作
入力完了	天野 次郎	子	同居	2018/10/01	有	未登録	編集 対象外
入力完了	天野 さくら	子	同居	2020/06/01	有	未登録	編集 対象外

新規親族追加

戻る 次へ

■扶養親族を扶養から外す場合は、「対象外」ボタンを押下して税法扶養対象外として登録してください。

年末調整申請

16. 親族/税法扶養(該当有無) 17. 親族/基本情報入力

「税法上の扶養親族」として申告したいご親族に関する情報をお伺いします

- ① ステータスが「編集」中となっているご親族は、「編集」ボタンを押して扶養に関する情報を登録してください
- ② 新しくご親族を追加する場合は、「新規親族追加」ボタンを押してください
- ③ 申告するご親族がいらない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください
- ④ 本画面の「新規親族追加」から登録されたご親族を削除する場合や、氏名が重複しているご親族の片方を削除する場合は、「削除」ボタンを押してください  
その際、マイナンバー登録がある方を残してください
- ⑤ 給与年収が103万円以下の場合に、「税法上の扶養」へ入ることが可能です
- ⑥ ご親族に退職所得がある場合も登録してください
- ⑦ ここでは、控除対象の扶養親族でなくても、扶養親族がいる場合は、年齢に関わらず登録してください  
扶養親族が扶養控除の対象外となる16歳未満の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性があります  
また、配偶者の扶養となっている扶養親族の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性があります  
(配偶者の扶養となっている場合は、「編集」または「新規追加親族」ボタンを押して、税法扶養対象外として登録してください)
- ⑧ 「税法上の扶養」や「所得金額調整控除」の対象にならないご親族は、「対象外」ボタンを押してください

ステータス	氏名	続柄	同居区分	生年月日	税法扶養有無	マイナンバー登録済み	操作
入力完了	天野 次郎	子	同居	2018/10/01	有	未登録	編集 対象外
入力完了	天野 さくら	子	同居	2020/06/01	有	未登録	編集 対象外

戻る 次へ

「対象外」ボタンを押下した後、ステータスが「対象外」の状態が表示されます。  
※ステータスが「対象外」の親族は扶養控除申告に記名されません。

年末調整申請

16. 親族/税法扶養(該当有無)

「税法上の扶養親族」として申告したいご親族に関する情報をお伺いします

- ① ステータスが「編集」中となっているご親族は、「編集」ボタンを押して扶養に関する情報を登録してください
- ② 新しくご親族を追加する場合は、「新規親族追加」ボタンを押してください
- ③ 申告するご親族がいらない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください
- ④ 本画面の「新規親族追加」から登録されたご親族を削除する場合や、氏名が重複しているご親族の片方を削除する場合は、「削除」ボタンを押してください  
その際、マイナンバー登録がある方を残してください
- ⑤ 給与年収が103万円以下の場合に、「税法上の扶養」へ入ることが可能です
- ⑥ ご親族に退職所得がある場合も登録してください
- ⑦ ここでは、控除対象の扶養親族でなくても、扶養親族がいる場合は、年齢に関わらず登録してください  
扶養親族が扶養控除の対象外となる16歳未満の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性があります  
また、配偶者の扶養となっている扶養親族の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性があります  
(配偶者の扶養となっている場合は、「編集」または「新規追加親族」ボタンを押して、税法扶養対象外として登録してください)
- ⑧ 「税法上の扶養」や「所得金額調整控除」の対象にならないご親族は、「対象外」ボタンを押してください

ステータス	氏名	続柄	同居区分	生年月日	税法扶養有無	マイナンバー登録済み	操作
対象外	天野 次郎	子	同居	2018/10/01	有	未登録	編集 対象外
入力完了	天野 さくら	子	同居	2020/06/01	有	未登録	編集 対象外

戻る 次へ

税扶養対象外の家族であっても、配偶者の扶養に入っている23歳未満もしくは特別障害者の条件を満たす家族は所得金額控除の対象となる可能性があります。該当する方、もしくは分からない場合は「対象外」ボタンを押下せず、「編集」ボタンを押下して扶養に関する情報を登録してください。



扶養親族の氏名が重複している場合は「対象外」ボタンを押下せず、「編集」ボタンから詳細情報を手修正しステータスを入力完了とするか「削除」ボタンを押下し削除してください。

ステータス	氏名	続柄	同居区分	生年月日	税法扶養有無	マイナンバー登録済 み	操作		
編集 中	天野 次郎	子	同居	2018/10/01	有	未登録	<b>編集</b>	<b>削除</b>	対象外
編集 中	天野 次郎	子	同居	2020/06/01	有	未登録	編集	削除	対象外

**新規親族追加**

戻る      次へ

同じ続柄の親族を登録している際に下記メッセージが表示される場合がございます。  
メッセージが表示された場合上記と同様に「編集」ボタンから手修正しステータスを入力完了にしてください。

年末調整申請

16. 親族/税法扶養(該当有無)

17. 親族/基本情報入力

..28

**エラーが発生致しました**

同じ続柄のご親族が登録されておりますので、入力内容を見直してください。同じ続柄のご親族は対象外とせず「編集」ボタンを押して詳細情報を変更後、「入力完了」で申請してください

## ～続き～

■新しく親族を追加する場合は、「新規親族追加」ボタンを押下してください。

→以降の流れは、本マニュアルの<<17. 親族/基本情報入力>>をご参照ください。

年末調整申請

16. 親族/税法扶養(該当有無) 17. 親族/基本情報入力 ..28

「税法上の扶養親族」として申告したいご親族に関する情報をお伺いします

- ① ステータスが「編集中」となっているご親族は、「編集」ボタンを押して扶養に関する情報を登録してください
- ② 新しくご親族を追加する場合は、「新規親族追加」ボタンを押してください
- ③ 申告するご親族がいらない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください
- ④ 本画面の「新規親族追加」から登録されたご親族を削除する場合や、氏名が重複しているご親族の片方を削除する場合は、「削除」ボタンを押してください  
その際、マイナンバー登録がある方を残してください
- ⑤ 給与年収が103万円以下の場合に、「税法上の扶養」へ入ることが可能です
- ⑥ ご親族に退職所得がある場合も登録してください
- ⑦ ここでは、控除対象の扶養親族でなくても、扶養親族がいる場合は、年齢に関わらず登録してください  
扶養親族が扶養控除の対象外となる16歳未満の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
また、配偶者の扶養となっている扶養親族の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
(配偶者の扶養となっている場合は、「編集」または「新規追加親族」ボタンを押して、税法扶養対象外として登録してください)
- ⑧ 「税法上の扶養」や「所得金額調整控除」の対象にならないご親族は、「対象外」ボタンを押してください

ステータス	氏名	続柄	同居区分	生年月日	税法扶養有無	マイナンバー登録済み	操作
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;">新規親族追加</div>							
<div style="display: inline-block; margin-right: 20px;">戻る</div> <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">次へ</div>							

■本画面の「新規親族追加」から登録されたご親族を削除する場合や、氏名が重複しているご親族の片方を削除する場合は、「削除」ボタンを押してください。その際、マイナンバー登録がある方を残してください。

年末調整申請

16. 親族/税法扶養(該当有無) 17. 親族/基本情報入力 ..28

「税法上の扶養親族」として申告したいご親族に関する情報をお伺いします

- ① ステータスが「編集中」となっているご親族は、「編集」ボタンを押して扶養に関する情報を登録してください
- ② 新しくご親族を追加する場合は、「新規親族追加」ボタンを押してください
- ③ 申告するご親族がいらない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください
- ④ 本画面の「新規親族追加」から登録されたご親族を削除する場合や、氏名が重複しているご親族の片方を削除する場合は、「削除」ボタンを押してください  
その際、マイナンバー登録がある方を残してください
- ⑤ 給与年収が103万円以下の場合に、「税法上の扶養」へ入ることが可能です
- ⑥ ご親族に退職所得がある場合も登録してください
- ⑦ ここでは、控除対象の扶養親族でなくても、扶養親族がいる場合は、年齢に関わらず登録してください  
扶養親族が扶養控除の対象外となる16歳未満の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
また、配偶者の扶養となっている扶養親族の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
(配偶者の扶養となっている場合は、「編集」または「新規追加親族」ボタンを押して、税法扶養対象外として登録してください)
- ⑧ 「税法上の扶養」や「所得金額調整控除」の対象にならないご親族は、「対象外」ボタンを押してください

ステータス	氏名	続柄	同居区分	生年月日	税法扶養有無	マイナンバー登録済み	操作
入力完了	天野 次郎	子	同居	2018/10/01	有	登録済	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">編集</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; margin-left: 10px;">削除</div>
入力完了	天野 さくら	子	同居	2020/06/01	有	未登録	<div style="padding: 2px;">編集</div> <div style="padding: 2px; margin-left: 10px;">削除</div>
入力完了	天野 次郎	子	同居	2018/10/01	有	未登録	<div style="padding: 2px;">編集</div> <div style="padding: 2px; margin-left: 10px;">削除</div>

新規親族追加

戻る

次へ

～続き～



選択した親族の  
削除を実行しますか？

閉じる **実行する**



年末調整申請

16. 親族/税法扶養(該当者無) 17. 親族/基本情報入力 ..28

「税法上の扶養親族」として申告したいご親族に関する情報をお伺いします

- ① ステータスが「編集中」となっているご親族は、「編集」ボタンを押して扶養に関する情報を登録してください
- ② 新しくご親族を追加する場合は、「新規親族追加」ボタンを押してください
- ③ 申告するご親族がいらっしゃらない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください
- ④ 本画面の「新規親族追加」から登録されたご親族を削除する場合や、氏名が重複しているご親族の片方を削除する場合は、「削除」ボタンを押してください  
その際、マイナンバー登録がある方を残してください
- ⑤ 給与年収が103万円以下の場合に、「税法上の扶養」へ入ることが可能です
- ⑥ ご親族に退職所得がある場合も登録してください
- ⑦ ここでは、控除対象の扶養親族でなくても、扶養親族がいる場合は、年齢に関わらず登録してください  
扶養親族が扶養控除の対象外となる16歳未満の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
また、配偶者の扶養となっている扶養親族の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
(配偶者の扶養となっている場合は、「編集」または「新規追加親族」ボタンを押して、税法扶養対象外として登録してください)
- ⑧ 「税法上の扶養」や「所得金額調整控除」の対象にならないご親族は、「対象外」ボタンを押してください

ステータス	氏名	続柄	同居区分	生年月日	税法扶養有無	マイナンバー登録済み	操作
入力完了	天野 次郎	子	同居	2018/10/01	有	登録済	編集 削除
入力完了	天野 さくら	子	同居	2020/06/01	有	未登録	編集 削除

新規親族追加

戻る 次へ

# 「税法上の扶養」として申告する親族がない場合

年末調整申請

16.親族/税法扶養(該当有無) 17.親族/基本情報入力 .28

「税法上の扶養親族」として申告したいご親族に関する情報をお伺いします

- ① ステータスが「編集中」となっているご親族は、「編集」ボタンを押して扶養に関する情報を登録してください
- ② 新しくご親族を追加する場合は、「新規親族追加」ボタンを押してください
- ③ 申告するご親族がいらない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください
- ④ 本画面の「新規親族追加」から登録されたご親族を削除する場合や、氏名が重複しているご親族の片方を削除する場合は、「削除」ボタンを押してください  
その際、マイナンバー登録がある方を残してください
- ⑤ 給与年収が103万円以下の場合に、「税法上の扶養」へ入ることが可能です
- ⑥ ご親族に退職所得がある場合も登録してください
- ⑦ ここでは、控除対象の扶養親族でなくても、扶養親族がいる場合は、年齢に関わらず登録してください  
扶養親族が扶養控除の対象外となる16歳未満の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性があります  
また、配偶者の扶養となっている扶養親族の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性があります  
(配偶者の扶養となっている場合は、「編集」または「新規追加親族」ボタンを押して、税法扶養対象外として登録してください)
- ⑧ 「税法上の扶養」や「所得金額調整控除」の対象にならないご親族は、「対象外」ボタンを押してください

ステータス	氏名	続柄	同居区分	生年月日	税法扶養有無	マイナンバー登録済み	操作
-------	----	----	------	------	--------	------------	----

新規親族追加

戻る 次へ

## <<17. 親族/基本情報入力>>

<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>の処理内容によっては、このページは表示されません。

<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>で「新規親族追加」ボタンを押下した場合および初期表示されている親族について「編集」ボタンを押下した場合に表示

新しく追加する扶養親族の情報を入力してください。

年末調整申請

17.親族/基本情報入力

18.親族/税法扶養情報入力

天野 太郎さんの1人目の親族について教えてください

姓名(漢字) **必須** 天野 愛子 (姓・名 各最大30文字)

姓名(フリガナ) **必須** アマノ アイコ (姓・名 各最大30文字)

天野 太郎さんとの続柄 **必須** 子

生年月日 **必須** 2003/09/01 平成15年09月01日

性別 **必須**  男性  女性

[▼お亡くなりになられている方はこちら](#)

直系尊属確認  直系尊属

下記に該当する場合は、「▼お亡くなりになられている方はこちら」を押下し、お亡くなりになった日を入力してください。

<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>に初期表示されている方が、お亡くなりになられている場合。

<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>で「新規親族追加」ボタンを押下して追加した方が、今年お亡くなりになられている場合。

[▲お亡くなりになられている方はこちら](#)

お亡くなりになった日



日付が本年度の場合、本年は控除対象となりますので、そのまま処理を継続します。

日付が去年以前の場合、本年度は控除対象外となりますので、[次へ]ボタンを押して頂くと入力は終了します。

以下は控除対象である場合の手順となります。

扶養親族との同居の有無、同居していない場合は扶養親族のお住まいが国内か国外かを入力し、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

### 扶養親族と同居している場合

天野 太郎さんと同居されていますか？

はい  いいえ

### 扶養親族と同居せず、扶養親族が国内居住の場合

天野 太郎さんと同居されていますか？

はい  いいえ

扶養親族は国内、海外のどちらにお住まいですか？

国内  海外

扶養親族の別居先住所(国内)を記入してください

郵便番号 **必須**  -    
(222)-(0011)

住所(都道府県) **必須**    
(神奈川県)

住所(市区町村) **必須**   
(横浜市港北区) (最大20文字)

住所(丁目・番地) **必須**   
(菊名7-3-24) (最大20文字)  
 丁目・番地は入力例の通りハイフン付きで記入してください

住所(建物名・部屋番号)   
(イー・アマノビル1F) (最大20文字)

住所(フリガナ) **必須**   
(カナガワケン ヨコハマシ コウホクク キクナ) (最大50文字)

別居住所証憑   
※最大ファイルサイズ10MB  
 複数ファイルがある場合はzipファイルにまとめて登録してください

扶養親族の方の国内住所を入力してください。

## 扶養親族と同居せず、扶養親族が外国居住の場合

天野 太郎さんと同居されていますか？

はい  いいえ

扶養親族は国内、海外のどちらにお住まいですか？

国内  海外

扶養親族の別居先住所(海外)を記入してください

Country **必須** アメリカ合衆国

Address1 **必須** 29-J (最大25文字)

Address2 Connerce Way (最大25文字)

State & City **必須** Totowa, New Jersey (最大25文字)

別居住所証憑 ファイルを選択

扶養親族の方の国外住所を入力してください。

扶養親族は留学生ですか？

はい  いいえ

留学証明書資料

ファイルを選択

※最大ファイルサイズ10MB

① 複数ファイルがある場合はzipファイルにまとめて登録してください。

② 留学ビザやそれに相当する書類を添付してください。

親族関係確認書類

ファイルを選択

※最大ファイルサイズ10MB

① 複数ファイルがある場合はzipファイルにまとめて登録してください

② 海外にお住まいの親族を扶養追加するためには、天野 太郎さんとの続柄が確認できる公的証明書の提示が必要となります

※外国語表記の場合は和訳の添付も必要です

例：国か地方公共団体が発行する書類（戸籍の附票など）、国外居住親族のパスポートの写し、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書、国外居住親族の住所、氏名、生年月日が記載される外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

戻る 次へ

留学生に該当する場合は、「はい」  
該当しない場合は「いいえ」を選択してください

「留学証明書資料」欄は  
留学生に該当する場合にのみ表示されます

## <<18. 親族/税法扶養情報入力>>

<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>の処理内容によっては、このページは表示されません。

<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>で「新規親族追加」ボタンを押下した場合  
および初期表示されている親族について「編集」ボタンを押下した場合に表示  
\* 昨年以前に亡くなられた親族の場合、このページは表示されません

<<17. 親族/基本情報入力>>で新規追加した親族について、税法上の扶養申告の有無を  
下記の画面のように、質問に沿って「はい」「いいえ」を選択します。

配偶者以外の親族は、給与の年間収入が103万円以下の場合に「税法上の扶養」の対象となります。

親族が税法扶養の対象の方は扶養対象「はい」を選択、  
親族が税法扶養の対象でない方は扶養対象「いいえ」を選択し、  
「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

本年度、扶養親族を税法上の扶養とするが、来年度は扶養親族を税法上の扶養としない場合は  
扶養対象「はい」を選択してください。

その後、画面下部の来年の「税法上の扶養対象とする」で扶養対象「いいえ」を選択してください。

本年度、扶養親族を税法上の扶養としないが、来年度は扶養親族を税法上の扶養とする場合は  
扶養対象「いいえ」を選択してください。

来年になり扶養親族が税法上の扶養となった時に、改めて扶養追加手続き申請を行ってください。

税法上の扶養親族としていたご家族がお亡くなりになられた場合、死亡した年は控除の対象となります。  
本年に亡くなられている場合は、扶養対象「はい」を選択してください。

※昨年以前に死亡された方は、本年は控除の対象外となります。

扶養親族の方が本年度に亡くなられた場合は、  
扶養控除対象、および所得金額調整控除対象になる可能性があります。

退職手当等(源泉徴収されるものに限る)の支払いを受ける扶養親族の、退職所得を除いた  
合計所得金額の見積額が48万円以下の場合「住民税上の扶養」の対象となります。

「×××さんの〇〇年の収入に退職所得はありますか？」で「はい」を選択してください。

上記選択を行いますと、扶養控除申告書の退職手当等を有する配偶者・扶養親族欄に出力されます。

## 扶養対象「はい」の場合

非居住者で控除対象外となる条件が表示されます。

18. 親族/税法扶養情報入力

19. 親族/障害情報入力

..28

天野 愛子さんの今年(令和 6年)の税法扶養についてお伺いします

天野 愛子さんは税法上の扶養対象ですか？

はい いいえ

天野 愛子さんの令和 6年の収入に退職所得はありますか？

はい いいえ

① 下記の全ての条件に該当する場合は、「はい」を選択してください。  
・あなたと生計を一にしている。  
・令和 6年の退職所得を除いた合計金額が48万円以下の場合

② 「はい」を選択すると、扶養控除等(異動)申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄に出力されます。

税法上の扶養認定申請に必要な情報をご記入してください。

③ 年齢30歳以上70歳未満の1年以上海外に居所を有する非居住者で、かつ下記の条件のいずれにも該当しない場合、扶養控除の対象から除外されますのでご注意ください。  
・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者  
・障害者  
・扶養控除が適用される居住者から、生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

退職手当等を有する扶養親族の、退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下の場合「はい」を選択してください。そうでない場合は「いいえ」を選択してください。

年齢30歳以上70歳未満の1年以上海外に居所を有する非居住者で、かつ下記の条件のいずれにも該当しない場合、扶養控除の対象から除外されますのでご注意ください。  
・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者  
・障害者  
・扶養控除が適用される居住者から、生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

## ～続き～

次に、税法上の扶養追加申告に必要な情報を入力します。

「今年(令和〇年)の年間収入見込み額」欄には、1月～12月の期間における収入が給与収入のみの場合、見込み額をご入力頂くことで、「年間所得額」欄を自動計算します。

今年(令和6年)の年間収入見込み額	必須	<input checked="" type="checkbox"/> 給与収入より所得を計算
		800000 円
		① 1月～12月の期間における収入が、給与収入のみの場合、見込み額を記入して給与所得を計算可能です ※通勤手当、失業給付、傷病手当金など、非課税の収入は含めないでください ※給与収入のみの場合、年間収入が103万円以内の親族が税法扶養対象となります
		250000 円 (年間所得額)
		② 年間所得が48万円以内の親族が税法扶養対象となります
		③ 給与収入以外の収入がある場合は、ご自身で算出のうえ入力してください

退職所得を有する扶養親族が対象の場合は、「年間所得額」欄は自動計算されない為、ご自身で算出した所得額を入力してください。

2箇所以上からの給与収入がある場合や給与以外の収入もある場合は、

「給与収入より所得を計算」のチェックを外し、「年間所得額」欄にご自身で算出した所得額を入力してください。

なお、「通勤手当」「失業給付」「傷病手当金」など、非課税の収入は含めないでください。

税法上の扶養認定申請に必要な情報をご記入してください。

① 年齢30歳以上70歳未満の1年以上海外に居所を有する非居住者で、かつ下記の条件のいずれにも該当しない場合、扶養控除の対象から除外されるのでご注意ください。  
・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者  
・障害者  
・扶養控除が適用される居住者から、生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受領している者

税法上の扶養になった理由 必須 変更なし

今年(令和6年)の年間収入見込み額 必須 給与収入より所得を計算  
400000 円 (年間所得額)  
① 年間所得が48万円以内の親族が税法扶養対象となります  
② 給与収入以外の収入がある場合は、ご自身で算出のうえ入力してください

令和6年の年間所得見込み額(退職所得を除いた額) 必須 200000 円  
① 退職所得とは、源泉徴収されるものに限ります。  
「源泉徴収されない退職手当等に係る退職所得」がある場合は、その金額を「退職所得を除いた合計金額」に含めてください。

今年(令和6年)の1年間あたりの仕送り見込み額 必須 100000 円  
① 別居中の親族への仕送り額についてご記入ください

[源泉徴収される退職所得]も  
[源泉徴収されない退職所得]も  
両方含めてください。

但し、[源泉徴収されない退職所得]がある方は、確定申告が必要になるケースがありますので、税務署へお問い合わせください。

「年間所得見込み額(退職所得を除いた額)」欄は、退職所得を有する扶養親族が対象の場合に表示されます。

「仕送り見込み額」欄は、税法扶養対象の親族と同居されていない場合に表示されます。

現時点の情報を入力してください。

## ～続き～

天野 愛子さんの来年(令和 7年)の税法扶養についてお伺いします

天野 愛子さんは税法上の扶養対象ですか？

はい

いいえ

天野 愛子さんの令和 7年の収入に退職所得はありますか？

はい

いいえ

① 下記の全ての条件に該当する場合は、「はい」を選択してください。  
・あなたと生計を一にしている。  
・令和 7年の退職所得を除いた合計金額が48万円 以下の場合

② 「はい」を選択すると、扶養控除等(異動)申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄に出力されます。

戻る

次へ

来年の情報を  
入力してください。  
表示される質問内容は、  
今年の控除申告時のもの  
と同じです。



メモ

扶養親族に年金収入がある場合、「年間所得額」欄へ直接入力してください。  
給与収入と年金収入からの所得額の計算が分からない場合、年末調整担当者へ  
ご確認ください。

## 「いいえ」の場合

18. 親族/税法扶養情報入力

19. 親族/障害情報入力

天野 愛子さんの今年(令和 6年)の税法扶養についてお伺いします

天野 愛子さんは税法上の扶養対象ですか？

はい  いいえ

天野 愛子さんの令和 6年の収入に退職所得はありますか？

はい  いいえ

① 下記の全ての条件に該当する場合は、「はい」を選択してください。そうでない場合は「いいえ」を選択してください。

- ・あなたと生計を一にしている。
- ・令和 6年の退職所得を除いた合計金額が48万円 以下の場合

② 「はい」を選択すると、扶養控除等(異動)申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄に出力されます。

天野 愛子さんを所得金額調整控除の判定対象にしますか？

③ 配偶者の税法扶養に該当する場合、所得金額調整控除の対象となる可能性があります

はい  いいえ

退職手当等を有する扶養親族の、退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下の場合「はい」を選択してください。

配偶者の税法扶養に該当する場合、所得金額調整控除の対象となる可能性があります。判定対象とする場合は「はい」を、判定対象としない場合は「いいえ」を選択してください。

税法上の扶養対象の確認で「いいえ」を選択した場合でも、年間所得額の入力欄が表示されます。

これは所得金額調整控除の判定を行う際に、年間収入見込み額が必要である為です。

所得金額調整控除は扶養控除と異なり、共働きの世帯で扶養親族に該当する方がいる場合は、夫婦の双方で適用を受けることができます。(親族が税法上の扶養でなくても対象になります)

その為、「いいえ」を選択した場合でも、所得金額調整控除の判定を行う目的で入力を必要としています。

「今年(令和〇年)の年間収入見込み額」欄には、1月～12月の期間における収入が給与収入のみの場合、見込み額をご入力頂くことで、「年間所得額」欄を自動計算します。

今年(令和 6年)の年間収入見込み額 **必須**

給与収入より所得を計算

800000 円

① 1月～12月の期間における収入が、給与収入のみの場合、見込み額を記入して給与所得を計算可能です  
※通勤手当、失業給付、傷病手当金など、非課税の収入は含まないでください  
※給与収入のみの場合、年間収入が103万円以内の親族が税法扶養対象となります

250000 円 (年間所得額)

② 年間所得が48万円以内の親族が税法扶養対象となります

③ 給与収入以外の収入がある場合は、ご自身で算出のうえ入力してください

## ～続き～

退職所得を有する扶養親族が対象の場合は、「年間所得額」欄は自動計算されない為、ご自身で算出した所得額を入力してください。

2 箇所以上からの給与収入がある場合や給与以外の収入もある場合は、

「給与収入より所得を計算」のチェックを外し、「年間所得額」欄にご自身で算出した所得額を入力してください。

なお、「通勤手当」「失業給付」「傷病手当金」など、非課税の収入は含めないでください。

税法上の扶養認定申請に必要な情報をご記入してください。

① 年齢30歳以上70歳未満の1年以上海外に居所を有する非居住者で、かつ下記の条件のいずれにも該当しない場合、扶養控除の対象から除外されますのでご注意ください。  
・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者  
・障害者  
・扶養控除が適用される居住者から、生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

税法上の扶養になった理由 **必須** 変更なし

今年(令和6年)の年間収入見込み額 **必須** 給与収入より所得を計算  
400000 円(年間所得額)  
② 年間所得が48万円以内の親族が税法扶養対象となります  
③ 給与収入以外の収入がある場合は、ご自身で算出のうえ入力してください

令和6年の年間所得見込み額(退職所得を除いた額) **必須** 200000 円  
④ 退職所得とは、源泉徴収されるものに限り、源泉徴収されない退職手当等に係る退職所得がある場合は、その金額を「退職所得を除いた合計金額」に含めてください。

今年(令和6年)の1年間あたりの仕送り見込み額 **必須** 100000 円  
⑤ 別居中の親族への仕送り額についてご記入ください

現時点の情報を  
入力してください。

「年間所得見込み額(退職所得を除いた額)」欄は、  
退職所得を有する扶養親族が対象の場合に表示されます。

「仕送り見込み額」欄は、税法扶養対象の親族と  
同居されていない場合に表示されます。

天野 愛子さんの来年(令和7年)の税法扶養についてお伺いします

天野 愛子さんは税法上の扶養対象ですか？

はい いいえ

天野 愛子さんの令和7年の収入に退職所得はありますか？

はい いいえ

① 下記の全ての条件に該当する場合は、「はい」を選択してください。  
・あなたと生計を一にしている。  
・令和7年の退職所得を除いた合計金額が48万円以下の場合

② 「はい」を選択すると、扶養控除等(異動)申告書の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄に出力されます。

戻る 次へ

来年の情報を  
入力してください。  
表示される質問内容は、  
今年の控除申告時のもの  
と同じです。

 メモ

扶養親族に年金収入がある場合、「年間所得額」欄へ直接入力してください。  
給与収入と年金収入からの所得額の計算が分からない場合、年末調整担当者へ  
ご確認ください。

 メモ

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、  
一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。

所得金額調整控除には、2種類の控除があります。

- 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除
- 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

※年末調整において適用することができるのは、子ども・特別障害者等を有する者等の  
所得金額調整控除のみです。

## <<19. 親族/障害情報入力>>

<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>の処理内容によっては、このページは表示されません。

<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>で「新規親族追加」ボタンを押下した場合  
および初期表示されている親族について「編集」ボタンを押下した場合に表示  
\* 昨年以前に亡くなられた親族の場合、このページは表示されません

新規追加した扶養親族の方が障害認定されている場合は「はい」を選択後、  
必要事項を選択および入力してください。

該当しない方は「いいえ」を選択して、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

### 「はい」の場合

年末調整申請

19. 親族/障害情報入力 20. 保険料控除該当有無 ..28

天野 愛子さんは障害者認定を受けておりますか？

はい  いいえ

① 障害者認定を受けている方は「はい」を選択してください

複数の認定をお持ちの場合は、最も程度の高い認定について入力してください

障害認定区分 **必須** その他障害認定

その他障害認定 **必須**

障害区分 **必須**  一般の障害者  特別障害者

交付年月日(認定開始日) **必須** 2022/10/01 令和4年10月01日

障害者手帳画像登録

画像を選択

※最大ファイルサイズ10MB

障害者手帳  
画像名  
画像を変更 画像を削除  
※最大ファイルサイズ10MB

戻る 次へ

画像をインポートすると下記の図の様な表示へ変更されます。

## 「いいえ」の場合

年末調整申請

19.親族/障害情報入力

20.保険料控除該当有無

28

天野 愛子さんは障害者認定を受けておりますか？

はい いいえ

● 障害者認定を受けている方は「はい」を選択してください

戻る 次へ

## <<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>再表示

扶養親族の入力が完了すると、<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>画面へ戻ります。

表示されている内容に間違いがないかをご確認のうえ、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

表示内容に誤りがある場合は、正しい内容が表示されるまで修正してください。

修正したい内容に沿って、本マニュアルの該当箇所(<<16. 親族/税法扶養(該当有無)>>~<<19. 親族/障害情報入力>>)をご参照ください。

年末調整申請

16. 親族/税法扶養(該当有無) 17. 親族/基本情報入力 ...28

「税法上の扶養親族」として申告したいご親族に関する情報をお伺いします

- ① ステータスが「編集中」となっているご親族は、「編集」ボタンを押して扶養に関する情報を登録してください
- ② 新しくご親族を追加する場合は、「新規親族追加」ボタンを押してください
- ③ 申告するご親族がいらっしゃらない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください
- ④ 本画面の「新規親族追加」から登録されたご親族を削除する場合や、氏名が重複しているご親族の片方を削除する場合は、「削除」ボタンを押してください  
その際、マイナンバー登録がある方を残してください
- ⑤ 給与年収が103万円以下の場合に、「税法上の扶養」へ入ることが可能です
- ⑥ ご親族に退職所得がある場合も登録してください
- ⑦ ここでは、控除対象の扶養親族でなくても、扶養親族がいる場合は、年齢に関わらず登録してください  
扶養親族が扶養控除の対象外となる16歳未満の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
また、配偶者の扶養となっている扶養親族の場合でも、所得金額調整控除の対象となる可能性がございます  
(配偶者の扶養となっている場合は、「編集」または「新規追加親族」ボタンを押して、税法扶養対象外として登録してください)
- ⑧ 「税法上の扶養」や「所得金額調整控除」の対象にならないご親族は、「対象外」ボタンを押してください

ステータス	氏名	続柄	同居区分	生年月日	税法扶養有無	マイナンバー登録済み	操作
入力完了	天野 次郎	子	同居	2018/10/01	有	未登録	編集 削除 対象外
入力完了	天野 さくら	子	同居	2020/06/01	有	未登録	編集 削除 対象外
入力完了	天野 愛子	子	同居	2022/09/01	有	未登録	編集 削除 対象外

新規親族追加

戻る 次へ

新規追加した場合は、「削除」ボタンが表示されています。

## &lt;&lt;20. 保険料控除該当有無&gt;&gt;

生命保険料控除とは、1年間に支払った保険料に応じて、一定額を保険契約者（保険料負担者）の所得税から差し引くことができる控除です。

保険会社からハガキ等の書面で交付される控除証明書は、従業員が各個人で加入している保険会社や金融機関のホームページから電子ファイルをダウンロードし、e-AMANOへ取り込むことで控除証明書を紙で提出する必要なく、電子データでの提出が可能です。

電子ファイルで提供されている証明書は以下の通りです。

- ・保険料控除証明書（一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料）
- ・地震保険料控除証明書

保険料控除申請を行う場合は、該当する保険料について「はい」を選択してください。

保険料控除申請を行わない場合は、「いいえ」を選択し、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

## 保険料控除申請を行う場合

年末調整申請

20. 保険料控除該当有無

21. 生命保険料控除申告入力

...28

「給与所得者の保険料控除申告書」の作成についてお答えください

本年(令和6年)中に支払った「生命保険料(一般・介護医療・個人年金)」はありますか？

はい いいえ

本年(令和6年)中に支払った「地震保険料」はありますか？

はい いいえ

本年(令和6年)中に支払った「国民年金・国民健康保険料」はありますか？

はい いいえ

本年(令和6年)中に支払った「小規模企業共済等掛金」はありますか？

① iDeCoに加入されている場合は「はい」を選択してください。

はい いいえ

戻る 次へ

電子ファイルを取得すれば  
e-AMANOへインポートが可能です

## メモ

団体保険に加入されている場合、「生命保険料(一般・介護保険・個人年金)」の選択肢は「はい」が選択されている状態で表示します。

## メモ

iDeCo(個人型確定拠出年金)へ加入されている方は、「小規模企業共済等掛金」欄で「はい」を選択してください。

各種保険料の控除証明書をハガキ等ではなく、電子データでのみお持ちの場合は、国税庁のホームページから QR コード付証明書等作成システムにて書面で控除証明書等(PDF ファイル)を出力し、印刷したものを会社に提出できます。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo.htm>

QR コード付証明書等作成システム画面

[https://eps.e-tax.nta.go.jp/UF\\_QR/WP000/FCSEQR010/SEQR0010SCR.do](https://eps.e-tax.nta.go.jp/UF_QR/WP000/FCSEQR010/SEQR0010SCR.do)

## 保険料控除申請を行わない場合

年末調整申請

20. 保険料控除該当者数 21. 生命保険料控除申告入力 ...28

「給与所得者の保険料控除申告書」の作成に関するお答えください

本年(令和6年)中に支払った「生命保険料(一般・介護医療・個人年金)」はありますか？

はい  いいえ

本年(令和6年)中に支払った「地震保険料」はありますか？

はい  いいえ

本年(令和6年)中に支払った「国民年金・国民健康保険料」はありますか？

はい  いいえ

本年(令和6年)中に支払った「小規模企業共済等掛金」はありますか？

iDeCoに加入されている場合は「はい」を選択してください。

はい  いいえ

## <<21. 生命保険料控除申告入力>>

<<20. 保険料控除該当有無>>の回答によっては、このページは表示されません。

<<20. 保険料控除該当有無>>で以下の回答をした場合のみ表示

生命保険料支払い有無の質問を「はい」で回答した場合

保険料控除データの登録方法は、以下の3種類あります。

年末調整担当者の指示に従い、入力して頂くようお願いします。

	登録方法	補足	データの修正	データの削除
①	ご本人が手入力	個人で契約されている保険料控除データを、ハガキ等を参照しながら手入力で入力します。	○	○
②	ご本人が電子ファイルをアップロード	個人で契約されている保険料控除データを、保険会社から電子ファイルを取得し、アップロードします。	△	○
③	初期表示	年末調整担当者が事前に登録された、会社で契約している保険料控除データです。(団体保険)	△	×

△:[受取人姓名],[続柄],[保険期間],[保険料申告額]は編集可能です。

△:[保険等の種類]が未登録の場合のみ、[保険等の種類]を編集可能です。

①個人で契約されている保険に関しては、お手元の保険料控除証明書(ハガキ等)を参照しながら e-AMANO へ手入力できます。

なお、保険料控除証明書の写真を撮り、e-AMANO へアップロードすることもできますがその場合でも保険料控除証明書の原本は年末調整担当者へ提出する必要がありますので、ご注意ください。

※一部の共済において、「保険期間又は年金支払い期間」が「〇歳」で作成されているものがございます。

e-AMANO では、「保険期間又は年金支払い期間」において「歳」には対応しておりません。

保険料控除申告書の記入は年単位が基本になっている為、ご加入中の共済が「歳」で記載されている場合ご自身で年数を算出いただき、「年」という形で登録をお願いいたします。

なお、正式な年数の算出方法はご加入中の共済にお問い合わせください。

②個人で契約されている保険に関しては、各保険会社の HP から電子ファイル(xml 形式)をダウンロードして頂ければ、e-AMANO へアップロードできます。

この場合、別途郵送されてきた保険料控除証明書のハガキを年末調整担当者へ提出する必要はございません。

③会社で契約されている保険に関しては、初期表示されている場合があります。

(詳細は年末調整担当者へご確認ください)

一般の生命保険料		介護医療保険料		個人年金保険料						
生命保険料手入力										
① 保険料控除証明書を紙で提出する場合に使用します										
保険会社名	保険等の種類	保険期間又は年金支払い期間	契約者姓名	受取人姓名	続柄	制度区分	保険料申告額	ファイル確認	操作	
団体契約保険	日本	ハッピープラン	終身	天野 太郎	天野 太郎	本人	旧制度	50,000円	登録なし	差分確認 編集

## 一般の生命保険料

年末調整申請

21.生命保険料控除申告入力 22.地震保険料控除申告入力 ..27

生命保険料控除について入力します

① 保険会社から送付されている保険料証明書をご用意ください  
 ② 控除額には上限がございますので、支払額が高いものからご記入ください  
 ③ 保険料控除証明書をデータインポートで取り込んだ場合は続柄は表示されません  
 ④ 転換等一時払保険料には対応しておりません

タブ切り替えで以下を表示します。

- 一般の生命保険
- 介護医療保険料
- 個人年金保険料

登録されたデータは一覧表示されます

一般の生命保険料	介護医療保険料	個人年金保険料								
生命保険料手入力										
① 保険料控除証明書を紙で提出する場合に使用します										
② 背景色が青色の箇所は、電子ファイルインポート後に手修正された項目となります										
保険会社名	保険等の種類	保険期間又は年金支払い期間	契約者姓名	受取人姓名	続柄	制度区分	保険料申告額	ファイル確認	操作	
① 三井	定期付終身保険	終身	天野 太郎	天野 花子	妻	新制度	30,000円	登録なし	差分確認	編集 削除
② アフラック	保険種類	10年	契約者氏名	受取人氏名		新制度	180,000円	登録なし	差分確認	編集 削除
③ 団体契約保険	日本	ハッピープラン	終身	天野 太郎	天野 太郎	本人	旧制度	30,000円	登録なし	差分確認 編集

新保険料等の合計額	210,000円	① 計算後控除額	40,000円 (最高40,000円)	③ 新旧控除の合計 (1+2)	40,000円 (最高40,000円)
旧保険料等の合計額	30,000円	② 計算後控除額	27,500円 (最高30,000円)	(イ)一般の生命保険料控除額 (※このいずれか大きい額)	40,000円

生命保険料控除合計額 (イ)+(ロ)+(ハ)の合計 107,500円 (最高120,000円)

戻る 次へ

# 介護医療保険料

年末調整申請

21.生命保険料控除申告入力

22.地震保険料控除申告入力

..27

## 生命保険料控除について入力します

- ① 保険会社から送付されている保険料証明書をご用意ください
- ② 控除額には上限がございますので、支払額が高いものからご記入ください
- ③ 保険料控除証明書をデータインポートで取り込んだ場合は銘柄は表示されません
- ④ 転換等一時払保険料には対応しておりません

保険料控除証明書データインポート

⑤ 保険料控除証明書の電子ファイルをインポートする場合に使用します

一般の生命保険料

介護医療保険料

個人年金保険料

介護医療保険料手入力

⑥ 保険料控除証明書を紙で提出する場合に使用します

⑦ 背景色が緑色の箇所は、電子ファイルインポート後に手修正された項目となります

保険会社名	保険等の種類	保険期間又は年金支払い期間	契約者姓名	受取人姓名	続柄	保険料申告額	ファイル確認	操作	
アフラック	医療	終身	天野 太郎	天野 太郎	本人	30,000円	登録なし	差分確認 編集 削除	
日本	終身	終身	天野 太郎	天野 太郎	本人	10,000円	登録なし	差分確認 編集 削除	
団体契約保険	日本	ハッピープラン	15年	天野 太郎	天野 太郎	本人	50,000円	登録なし	差分確認 編集

介護医療保険料合計額 90,000円 計算後控除額 40,000円

(ロ)介護医療保険料控除額 40,000円 (最高40,000円)

生命保険料控除合計額 120,000円 ((イ)+(ロ)+(ハ)の合計) (最高120,000円)

戻る

次へ

# 個人年金保険料

年末調整申請

21.生命保険料控除申告入力

22.地震保険料控除申告入力

..27

## 生命保険料控除について入力します

- ① 保険会社から送付されている保険料証明書をご用意ください
- ② 控除額には上限がございますので、支払額が高いものからご記入ください
- ③ 保険料控除証明書をデータインポートで取り込んだ場合は銘柄は表示されません
- ④ 転換等一時払保険料には対応しておりません

保険料控除証明書データインポート

⑤ 保険料控除証明書の電子ファイルをインポートする場合に使用します

一般の生命保険料

介護医療保険料

個人年金保険料

個人年金保険料手入力

⑥ 保険料控除証明書を紙で提出する場合に使用します

⑦ 背景色が緑色の箇所は、電子ファイルインポート後に手修正された項目となります

保険会社名	保険等の種類	保険期間又は年金支払い期間	契約者姓名	受取人姓名	続柄	支払開始日	制度区分	保険料申告額	ファイル確認	操作	
団体契約保険	日本	終身年金	終身	天野 太郎	天野 太郎	本人	2030/12/31	新制度	30,000円	登録なし	差分確認 編集
	日本	終身	終身	天野 太郎	天野 太郎	本人	2030/01/01	新制度	60,000円	登録なし	差分確認 編集 削除

新保険料等の合計額 90,000円 計算後控除額 40,000円 (最高40,000円)

⑧ 新旧控除の合計 40,000円 (イ+ロ) (最高40,000円)

旧保険料等の合計額 0円 計算後控除額 0円 (最高50,000円)

(ハ)個人年金保険料控除額 40,000円 (イ+ロ+ハ)の合計

生命保険料控除合計額 120,000円 ((イ)+(ロ)+(ハ)の合計) (最高120,000円)

戻る

次へ

## 手入力の手順

以下は個人年金保険料画面の例です

「個人年金保険料手入力」ボタンを押下し、各項目を選択もしくは手入力してください。  
全ての項目において選択および入力が終わりましたら、「登録」ボタンを押下してください。

年末調整申請

21.生命保険料控除申告入力 22.地震保険料控除申告入力 ...27

### 生命保険料控除について入力します

- 1 保険会社から送付されている保険料証明書をご用意ください
- 2 控除額には上限がございますので、支払額が高いものからご記入ください
- 3 保険料控除証明書をデータインポートで取り込んだ場合は続柄は表示されません
- 4 転換等一時払保険料には対応しておりません

保険料控除証明書データインポート

5 保険料控除証明書の電子ファイルをインポートする場合に使用します

一般の生命保険料 介護医療保険料 **個人年金保険料**

**個人年金保険料手入力**

6 保険料控除証明書を紙で提出する場合に使用します

保険会社名	保険等の種類	保険期間又は年金支払い期間	契約者姓名	受取人姓名	続柄	支払開始日	制度区分	保険料申告額	ファイル確認
保険料控除証明書データインポート、または個人年金保険料手入力をクリックし、保険を登録してください									



～続き～

個人年金保険料について入力してください。

生命保険料区分選択	必須	個人年金保険料
保険会社名	必須	<input type="text"/> (最大50文字) <small>プルダウンで出力される保険会社名を選択、もしくは手入力してください。</small>
保険等の種類	必須	<input type="text"/> (最大10文字) <small>プルダウンで出力される保険等の種類を選択、もしくは手入力してください。 10文字以内で入力してください。 例) 定期保険特約付終身保険→定期付終身保険</small>
保険期間又は年金支払い期間	必須	<input type="text"/> -- <input type="text"/>
契約者姓名	必須	<input type="text"/> (最大100文字)
受取人姓名	必須	<input type="text"/> (最大100文字)
続柄		--
支払開始日	必須	<input type="text"/> <small>支払開始日が5年後以降の場合、年月日をスラッシュ区切りで手入力してください。 例) 2044/01/01</small>
制度区分	必須	--
保険料申告額	必須	<input type="text"/> 円 <small>申告額欄にはカンマ(,)を入力しないでください。 例) 10000</small>
保険料控除証明書画像		<input type="button" value="画像を選択"/> <small>※最大ファイルサイズ10MB ●写真添付をした場合でも原本の提出は必須です</small>

閉じる

下書き保存

保険会社名と商品が事前に設定されている場合、プルダウンで選択できます。また、ここに手入力することも可能です。

支払い開始日が5年後以降の日付につきましては日付選択ではなく、手入力をお願いいたします。その際、年月日をスラッシュ区切りでご入力ください。  
例) 2044/01/01

金額にはカンマを入れしないでください。

保険料控除の画像を添付しても、原本(ハガキ等)は年末調整担当者へ提出する必要がありますので、ご注意ください。

## 電子ファイルのアップロード手順

「保険料控除証明書データインポート」ボタンを押下し、xml ファイルを選択後、「インポート実行」ボタンを押下してください。

このボタンから「一般の生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」のいずれのファイルもインポートが可能です。

年末調整申請

21.生命保険料控除申告入力 22.地震保険料控除申告入力 ...27

生命保険料控除について入力します

- ① 保険会社から送付されている保険料証明書をご用意ください
- ② 控除額には上限がございますので、支払額が高いものからご記入ください
- ③ 保険料控除証明書をデータインポートで取り込んだ場合は続柄は表示されません
- ④ 転換等一時払保険料には対応しておりません
- ⑤ 保険料控除証明書の電子ファイルをインポートする場合に使用します

保険料控除証明書データインポート

一般の生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料

個人年金保険料手入力



年末調整申請

21.生命保険料控除申告入力 22.地震保険料控除申告入力 ...27

保険会社より発行された控除証明書のデータを選択し「インポート実行」ボタンを押してください

保険料控除証明書は、保険会社から交付されたXMLファイルを取り込んだ場合のみ、紙面での提出が免除されます。  
その他の方法で提出される場合は、紙面で会社へ提出してください。

控除証明書データ

ファイルを選択 ※最大ファイルサイズ10MB

戻る インポート実行

### メモ

電子ファイル(xml ファイル)のダウンロード方法は保険会社により異なります。  
また、保険会社によっては控除証明書の電子データの提供を行っていない場合もあります。  
詳しくは加入する保険会社にお問合せいただくか、各社ホームページをご確認ください。

～続き～



年末調整申請

21.生命保険料控除申告入力 22.地震保険料控除申告入力 ..27

インポートが完了しました

保険会社より発行された控除証明書のデータを選択し「インポート実行」ボタンを押してください

保険料控除証明書は、保険会社から交付されたXMLファイルを取り込んだ場合のみ、紙面での提出が免除されます。  
その他の方法で提出される場合は、紙面で会社へ提出してください。

控除証明書データ  最大ファイルサイズ10MB  
ファイルを選択

戻る インポート実行

**メモ**

控除証明書データには年度情報も含まれている為、誤って昨年度分をインポートするようなことはありません。

保険期間が1年未満の保険料控除証明書データをインポートした場合、保険期間が0年で登録されますが、「修正」ボタンを押下し保険期間を〇ヵ月単位に手修正することも可能です。

年末調整申請

21.生命保険料控除申告入力 22.地震保険料控除申告入力 ..27

インポートが完了しました ※保険期間が1年未満でインポートされています。『ヵ月』設定にする場合は、編集してください。

保険会社より発行された控除証明書のデータを選択し「インポート実行」ボタンを押してください

保険料控除証明書は、保険会社から交付されたXMLファイルを取り込んだ場合のみ、紙面での提出が免除されます。  
その他の方法で提出される場合は、紙面で会社へ提出してください。

控除証明書データ  最大ファイルサイズ10MB  
ファイルを選択

戻る インポート実行



一般の生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料

生命保険料手入力

● 保険料控除証明書を紙で提出する場合に使用します

● 背景色が青色の箇所は、電子ファイルインポート後に手修正された項目となります

保険会社名	保険等の種類	保険期間又は年金支払い期間	契約者姓名	受取人姓名	続柄	制度区分	保険料申告額	ファイル確認	操作
日本	終身	0年	天野 太郎	天野次郎		新制度	10,000円	登録なし	差分確認 <b>編集</b> 削除

インポートした内容、または団体保険の内容を手修正した際、「差分確認」ボタンを押下し修正箇所をご確認いただけます。

年末調整申請

21.生命保険料控除申告入力 22.地震保険料控除申告入力 ..27

生命保険料控除について入力します

- 保険会社から送付されている保険料証明書をご用意ください
- 控除額には上限がございますので、支払額が高いものからご記入ください
- 保険料控除証明書をデータインポートで取り込んだ場合は転載は表示されません
- 転載等一時払保険料には対応しておりません

保険料控除証明書データインポート

● 保険料控除証明書の電子ファイルをインポートする場合に使用します

一般の生命保険料 介護医療保険料 **個人年金保険料**

個人年金保険料手入力

● 保険料控除証明書を紙で提出する場合に使用します

● 背景色が橙色の箇所は、電子ファイルインポートで手修正された項目となります

保険会社名	保険等の種類	保険期間又は年金支払い期間	契約者姓名	受取人姓名	続柄	支払開始日	制度区分	保険料申告額	ファイル確認	操作
日本	終身	10年	天野 太郎	天野 次郎	子	2024/10/10	新制度	40,000円	登録なし	<b>差分確認</b> 編集 削除



背景色が橙色の箇所が、手修正後の内容となります。

個人年金保険料の変更前後の内容

項目	インポート内容	手修正内容
保険会社名	日本	日本
保険等の種類	終身	終身
保険期間又は年金支払い期間	終身	10年
契約者姓名	天野 太郎	天野 太郎
受取人姓名	天野 太郎	天野 次郎
続柄		子
支払開始日	2024/10/10	2024/10/10
制度区分	新制度	新制度
保険料申告額	1,000円	40,000円

閉じる



保険料を配偶者と按分している場合、インポートした保険料を正しい金額へ修正してください。

## <<22. 地震保険料控除申告入力>>

<<20. 保険料控除該当有無>>の回答によっては、このページは表示されません。

<<20. 保険料控除該当有無>>で以下の回答をした場合のみ表示

地震保険料支払い有無の質問を「はい」で回答した場合

保険料控除データの登録方法は、以下の3種類あります。

年末調整担当者のご指示に従い、入力して頂くようお願いします。

	登録方法	補足	データの修正	データの削除
①	ご本人が手入力	個人で契約されている保険料控除データを、ハガキ等を参照しながら手入力で入力します。	○	○
②	ご本人が電子ファイルをアップロード	個人で契約されている保険料控除データを、保険会社から電子ファイルを取得し、アップロードします。	△	○
③	初期表示	年末調整担当者が事前に登録された、会社で契約している保険料控除データです。	△	×

△:[保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名]、[続柄]、[保険期間]、[保険料申告額]は編集可能です。

△:[保険等の種類]が未登録の場合のみ、[保険等の種類]を編集可能です。

①個人で契約されている保険に関しては、お手元の保険料控除証明書(ハガキ等)を参照しながら e-AMANO へ手入力できます。

なお、保険料控除証明書の写真を撮り、e-AMANO へアップロードすることもできますが、その場合でも[保険料控除証明書の原本は年末調整担当者へ提出する必要があります](#)ので、ご注意ください。

※一部の共済において、「保険期間又は年金支払い期間」が「〇歳」で作成されているものがございます。

e-AMANO では、「保険期間又は年金支払い期間」において「歳」には対応しておりません。

保険料控除申告書の記入は年単位が基本になっている為、ご加入中の共済が「歳」で記載されている場合ご自身で年数を算出いただき、「年」という形で登録をお願いいたします。

なお、正式な年数の算出方法はご加入中の共済にお問い合わせください。

②個人で契約されている保険に関しては、各保険会社の HP から電子ファイル(xml 形式)をダウンロードして頂ければ、e-AMANO へアップロードできます。

この場合、別途郵送されてきた保険料控除証明書のハガキを年末調整担当者へ提出する必要はございません。

③会社で契約されている保険に関しては、初期表示されている場合があります。

(詳細は年末調整担当者へ確認ください)

地震保険料手入力

① 保険料控除証明書を紙で提出する場合に使用します

② 背景色が青色の箇所は、電子ファイルインポート後に手修正された項目となります

保険会社名	保険等の種類	保険期間	契約者姓名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	続柄	制度区分	保険料申告額	ファイル確認	操作	
団体契約保険	日本	積立火災	10年	天野 太郎	天野 太郎	本人	地震	40,000円	登録なし	差分確認 編集

年末調整申請

22.地震保険料控除申告入力 23.社会保険料控除申告入力 ..28

地震保険料について教えてください

① 保険会社から送付されている保険料証明書をご用意ください

② 控除額には上限がございますので、支払額が高いものからご記入ください

③ 保険料控除証明書をデータインポートで取り込んだ場合は続柄は表示されません

保険料控除証明書データインポート

① 保険料控除証明書の電子ファイルをインポートする場合に使用します

地震保険料手入力

① 保険料控除証明書を紙で提出する場合に使用します

② 背景色が青色の箇所は、電子ファイルインポート後に手修正された項目となります

保険会社名	保険等の種類	保険期間	契約者姓名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	続柄	制度区分	保険料申告額	ファイル確認	操作	
住友海上火災	積立火災	終身	天野 太郎	天野 太郎	本人	旧長期	50,000円	登録なし	差分確認 編集 削除	
東京海上日動火災保険	建物及び家財	10年	契約者指名	被保険者氏名		地震	10,000円	登録なし	差分確認 編集 削除	
団体契約保険	住友海上火災	特約プラン	終身	天野 太郎	天野 太郎	本人	地震	20,000円	登録なし	差分確認 編集

(B) 地震保険料の合計	30,000円	地震保険料控除額	30,000円 (最高50,000円)
(C) 旧長期損害保険料の合計	50,000円	旧長期損害保険料控除額 (C)が10,000円を超える場合は(C)×1/2+5000円	15,000円 (最高15,000円)
		<b>地震保険料控除合計額</b>	<b>45,000円</b> (最高50,000円)

戻る 次へ

## 手入力の手順

「地震保険料手入力」ボタンを押下し、各項目を選択もしくは手入力してください。

全ての項目において選択および入力が終わりましたら、「登録」ボタンを押下してください。

年末調整申請

22.地震保険料控除申告入力 23.社会保険料控除申告入力 ..28

地震保険料について教えてください

- ① 保険会社から送付されている保険料証明書をご用意ください
- ② 控除額には上限がございますので、支払額が高いものからご記入ください
- ③ 保険料控除証明書をデータインポートで取り込んだ場合は続柄は表示されません

保険料控除証明書データインポート

④ 保険料控除証明書の電子ファイルをインポートする場合に使用します

地震保険料手入力

地震保険料について入力してください。

保険会社名 **必須**  (最大50文字)  
プルダウンで出力される保険会社名を選択、もしくは手入力してください。

保険等の種類 **必須**  (最大10文字)  
プルダウンで出力される保険等の種類を選択、もしくは手入力してください。  
10文字以内で入力してください。  
例) 定期保険特約付終身保険—定期付終身保険

保険期間 **必須**  --

契約者姓名 **必須**  (最大100文字)

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名 **必須**  (最大100文字)

続柄

制度区分 **必須**

保険料申告額 **必須**  円 } 金額にはカンマを入れなくてください。

保険料控除証明書画像  } 保険料控除の画像を添付しても、  
※最大ファイルサイズ10MB  
④ 写真添付をした場合でも原本の提出は必須です } 原本(ハガキ等)は年末調整担当者へ提出する必要がありますので、ご注意ください。

用じる

下書き保存

保険会社名と商品が事前に設定されている場合、プルダウンで選択できます。また、ここに手入力することも可能です。

## 電子ファイルのアップロード手順

「保険料控除証明書データインポート」ボタンを押下し、xml ファイルを選択後、「インポート実行」ボタンを押下してください。

年末調整申請

22.地震保険料控除申告入力 23.社会保険料控除申告入力 ..28

### 地震保険料について教えてください

- 1 保険会社から送付されている保険料証明書をご用意ください
- 2 控除額には上限がございますので、支払額が高いものからご記入ください
- 3 保険料控除証明書をデータインポートで取り込んだ場合は統納は表示されません

保険料控除証明書データインポート

4 保険料控除証明書の電子ファイルをインポートする場合に使用します

地震保険料手入力



年末調整申請

22.地震保険料控除申告入力 23.社会保険料控除申告入力 ..27

### 保険会社より発行された控除証明書のデータを選択し「インポート実行」ボタンを押してください

保険料控除証明書は、保険会社から交付されたXMLファイルを取り込んだ場合のみ、紙面での提出が免除されます。その他の方法で提出される場合は、紙面で会社へ提出してください。

- 1 ひとつの契約について、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、いずれか一方を控除対象として選択する必要があります。その場合は、もう一方の不要な項目を一覧から削除してください。

控除証明書データ ※最大ファイルサイズ10MB

ファイルを選択

戻る インポート実行

### メモ

電子ファイル(xml ファイル)のダウンロード方法は保険会社により異なります。  
また、保険会社によっては控除証明書の電子データの提供を行っていない場合もあります。  
詳しくは加入する保険会社にお問合せいただくか、各社ホームページをご確認ください。

～続き～



年末調整申請

22.地震保険料控除申告入力 23.社会保険料控除申告入力 ..27

インポートが完了しました

保険会社より発行された控除証明書のデータを選択し「インポート実行」ボタンを押してください

保険料控除証明書は、保険会社から交付されたXMLファイルを取り込んだ場合のみ、紙面での提出が免除されます。その他の方法で提出される場合は、紙面で会社へ提出してください。

① ひとつの契約について、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、いずれか一方を控除対象として選択する必要があります。その場合は、もう一方の不要な項目を一覧から削除してください。

控除証明書データ  ※最大ファイルサイズ10MB



控除証明書データには年度情報も含まれている為、誤って昨年度分をインポートするようなことはありません。

保険期間が1年未満の保険料控除証明書データをインポートした場合、保険期間が0年で登録されますが「修正」ボタンを押下し保険期間を〇ヵ月単位に手修正することも可能です。

年末調整申請

22.地震保険料控除申告入力 23.社会保険料控除申告入力 ..27

インポートが完了しました ※保険期間が1年未満でインポートされています。「ヵ月」設定にする場合は、編集してください。

保険会社より発行された控除証明書のデータを選択し「インポート実行」ボタンを押してください

保険料控除証明書は、保険会社から交付されたXMLファイルを取り込んだ場合のみ、紙面での提出が免除されます。その他の方法で提出される場合は、紙面で会社へ提出してください。

① ひとつの契約について、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、いずれか一方を控除対象として選択する必要があります。その場合は、もう一方の不要な項目を一覧から削除してください。

控除証明書データ  ※最大ファイルサイズ10MB

地震保険料手入力

● 保険料控除証明書を紙で提出する場合に使用します

● 背景色が青色の箇所は、電子ファイルインポート後に手修正された項目となります

保険会社名	保険等の種類	保険期間	契約者姓名	保障等の対象となった家屋等に居住又は事業を営んでいる者の姓名	続柄	制度区分	保険料申告額	ファイル確認	操作
住友海上火災	特約プラン	0年	天野 太郎	天野 次郎		地震	10,000円	登録なし	<input type="button" value="差分確認"/> <input type="button" value="編集"/> <input type="button" value="削除"/>

インポートした内容、または団体保険の内容を手修正した際、「差分確認」ボタンを押下し修正箇所をご確認いただけます。

年末調整申請

22.地震保険料控除申告入力 23.社会保険料控除申告入力 ..28

### 地震保険料について教えてください

- ① 保険会社から送付されている保険料証明書をご用意ください
- ② 控除額には上限がございますので、支払額が高いものからご記入ください
- ③ 保険料控除証明書をデータインポートで取り込んだ場合は統柄は表示されません

保険料控除証明書データインポート

④ 保険料控除証明書の電子ファイルをインポートする場合に使用します

地震保険料手入力

⑤ 保険料控除証明書を紙で提出する場合に使用します

⑥ 背景色が橙色の箇所は、電子ファイルインポート後に手修正された項目となります

保険会社名	保険等の種類	保険期間	契約者姓名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	統柄	制度区分	保険料申告額	ファイル確認	操作
住友海上火災	特約プラン	10ヶ月	天野 太郎	天野 次郎	地震	2,000円	登録なし	差分確認	編集 削除



背景色が橙色の箇所が、手修正後の内容となります。

地震保険料の変更前後の内容

項目	インポート内容	手修正内容
保険会社名	住友海上火災	住友海上火災
保険等の種類	特約プラン	特約プラン
保険期間	終身	10ヶ月
契約者姓名	天野 太郎	天野 太郎
保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	天野 太郎	天野 次郎
統柄		子
制度区分	地震	地震
保険料申告額	20,000円	2,000円

閉じる

## <<23. 社会保険料控除申告入力>>

<<20. 保険料控除該当有無>>の回答によっては、このページは表示されません。

<<20. 保険料控除該当有無>>で以下の回答をした場合のみ表示

国民年金・国民健康保険料支払い有無の質問を「はい」で回答した場合

お手元の保険料控除証明書(ハガキ等)を参照しながら e-AMANO へ手入力できます。

なお、保険料控除証明書の写真を撮り、e-AMANO へアップロードすることもできますが、

その場合でも[保険料控除証明書の原本は年末調整担当者へ提出する必要があります](#)ので、ご注意ください。

「社会保険料追加」ボタンを押下し、各項目を選択もしくは手入力してください。

全ての項目において選択および入力が終わりましたら、「登録」ボタンを押下してください。

年末調整申請

23. 社会保険料控除申告入力

24. 小規模企業共済等掛金控除申告入力

社会保険料について教えてください

控除証明書をご用意ください

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人	続柄	保険料申告額	ファイル確認	操作
国民年金	日本年金機構	天野太郎	本人	40,000円	登録なし	<a href="#">編集</a> <a href="#">削除</a>

社会保険料追加

うち) 国民年金保険料 40,000円

社会保険料控除額合計 40,000円

戻る 次へ



～続き～

社会保険料について入力してください。

社会保険の種類

必須

(最大10文字)

プルダウンで出力される社会保険の種類を選択、もしくは手入力してください。  
10文字以内で入力してください。  
例) 定期保険特約付終身保険-定期付終身保険

保険料支払先の名称

必須

(最大50文字)

保険料を負担すること  
になっている人

必須

(最大100文字)

続柄

-- ▼

保険料申告額

必須

円

金額にはカンマを入れないでください。

保険料控除証明書画像

画像を選択

※最大ファイルサイズ10MB

写真添付をした場合でも原本の提出は必須です

保険料控除の画像を添付しても、  
原本(ハガキ等)は年末調整担当者へ  
提出する必要がありますので、ご注意  
ください。

閉じる

登録

## <<24. 小規模企業共済等掛金控除申告入力>>

<<20. 保険料控除該当有無>>の回答によっては、このページは表示されません。

### <<20. 保険料控除該当有無>>で以下の回答をした場合のみ表示

小規模企業共済等掛金支払い有無の質問を「はい」で回答した場合

お手元の小規模企業共済等掛金払込証明書(ハガキ等)を参照しながら e-AMANO へ手入力できます。

なお、保険料控除証明書の写真を撮り、e-AMANO へアップロードすることもできますが、

その場合でも小規模企業共済等掛金払込証明書の原本は年末調整担当者へ提出する必要がありますので、ご注意ください。

該当する箇所に金額を手入力してください。

入力が終わりましたら、「登録」ボタンを押下してください。

年末調整申請

24. 小規模企業共済等掛金控除申告入力

25. 住宅ローン控除申告有無確認

小規模企業共済等掛金について教えてください

独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金

企業型年金加入者掛金

個人型年金加入者掛金

心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金

控除証明画像

小規模企業共済等掛金合計 20,000円

戻る 次へ

金額にはカンマを入れないでください。

iDeCo に加入されている場合はこちらへご入力ください。入力する情報はご本人分のみとなります。(家族分は対象外)

保険料控除の画像を添付しても、原本(ハガキ等)は年末調整担当者へ提出する必要がありますので、ご注意ください。

## &lt;&lt;25.住宅ローン控除申告有無確認&gt;&gt;

「住宅借入金等特別控除」とは、住宅借入金等の年末残高に応じて一定額を所得税から差し引くことができる控除です。

最初の年分は確定申告により適用を受ける必要がありますが、  
2年目以降は年末調整の際に適用を受けることができますので、

年末調整の時までに「住宅借入金等特別控除申告書」を給与の支払者へ提出してください。

なお、「住宅借入金等特別控除申告書」は、控除を受ける各年分のものが一括して税務署から従業員本人へ送付されます。

※住宅ローン控除申告書の中には管理者(年末調整担当者)でないと入力が出来ないケースがございます。

該当された方は e-AMANO の入力画面上に下記の画面のようなエラー表示がされます。

エラー表示がされた場合は、住宅借入金等特別控除証明書や年末残高証明書を年末調整担当者へ提出し、処理を依頼してください。

また、以下のリンクに該当するケースについて記載がございますので、詳細はそちらをご参照ください。

住宅ローン控除申告において管理者特権編集を行う

[https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/yearendadjustment\\_nx/yearendadjustment\\_specialedit.pdf](https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/yearendadjustment_nx/yearendadjustment_specialedit.pdf)

エラー表示例 1)住宅借入金等特別控除証明書が2枚以上ある場合

年末調整申請

✓

26.住宅ローン控除申告入力

27.確認

..28

住宅ローン控除申告有無について教えてください

住宅借入金等特別控除証明書は2枚以上ありますか？

はい

いいえ

住宅借入金等特別控除証明書が2枚以上ある場合は、従業員では処理を行うことができません。  
住宅借入金等特別控除証明書の電子ファイルと、年末残高証明書の電子ファイルを所持している場合は  
添付ファイル-[ファイルを選択]ボタンからファイルを添付してください。

エラー表示例 2) e-AMANO で対応していない年末残高・取得対価・居住割合・連帯債務割合の  
組み合わせが入力された場合

年末調整申請

26.住宅ローン控除申告入力 27.確認 ..28

住宅ローン控除申告有無について教えてください

～省略～

備考

備考

e-AMANOで対応していない年末残高・取得対価・居住割合・連帯債務割合の組み合わせが入力されました。正しく控除額が計算されていない可能性があるため、控除額の確認をお願いします。控除額が正しくない場合、もしくは分からない場合は年末調整担当者にご確認ください。

戻る 次へ

住宅ローン控除申請を行う場合は、「有り」を選択してください。

住宅ローン控除申請を行わない場合は、「無し」を選択し、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

### 「有り」の場合

※住宅を取得した年に応じて入力方法が異なります。

住宅を取得した年に応じて「はい」か「いいえ」を選択し、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。

・平成 30 年まで : 「いいえ」を選択

・平成 31 年(令和元年)以降 : 「はい」を選択

年末調整申請

25.住宅ローン控除申告有無確認 26.住宅ローン控除申告入力 ..28

### 住宅ローン控除申告有無について教えてください

- ① 2年目以降は、確定申告後に税務署より送付される住宅借入金等特別控除証明書を使用して年末調整にて控除申請が可能です
- ② ローン契約後、初回の申告は確定申告が必要です
- ③ 震災特例法の適用には対応していません
- ④ 認定低炭素住宅に係るものには対応していません
- ⑤ バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等の特定増改築には対応していません
- ⑥ 令和4年1月1日以後に居住した場合、控除対象となる所得要件は 2,000 万円以下となります（令和3年以前に居住した場合は、3,000 万円以下）  
所得が2,000万円を超える場合は、居住開始年月日をご確認頂いた上で、申告有無を選択してください  
※特例居住用家屋または特例認定住宅等の場合は、控除対象となる所得要件は 1,000 万円以下となります

有り 無し

住宅を取得したのは平成31年・令和1年以降になりますか？

はい いいえ

← 該当する方を選択してください

戻る 次へ

連帯債務の有無に応じて「はい」か「いいえ」を選択し、「次へ」ボタンを押下して処理を進めてください。  
連帯債務者がいる場合の入力方法が異なります。  
連帯債務に関する入力が「はい」に該当する方は、以下に記載の「連帯債務で入力内容が変わる」をご参照ください。

### 連帯債務の有無で入力内容が変わる

#### ■住宅を取得した年が平成 30 年まで

住宅借入金等特別控除額の計算では、従業員分の金額(按分された金額)を使用します。

e-AMANO への入力も、全て従業員分の金額(按分された金額)を入力します。

例)家屋＋土地を 5,000 万円で購入し、従業員:配偶者が 3:2 の場合、「3,000 万円」を記載します。

なお、年末残高証明書には、従業員分と連帯債務者分を合算した合計額が記載してあります。

その為、年末残高証明書の電子ファイルがあってもインポートはせず、  
ご本人の負担すべき割合を掛けて、手入力してください。

#### ■住宅を取得した年が平成 31 年(令和元年)以降

住宅借入金等特別控除額の計算では、従業員分と連帯債務者分を合算した合計額を使用します。

e-AMANO への入力も、合計額を入力します。

(ご本人の負担すべき割合の入力欄がありますので、従業員分の金額(按分された金額)は自動計算されます)

例)家屋＋土地を 5,000 万円で購入し、従業員:配偶者が 3:2 の場合、「5,000 万円」を記載します。

なお、年末残高証明書には、従業員分と連帯債務者分を合算した合計額が記載してあります。

その為、連帯債務があっても年末残高証明書の電子ファイルはインポート可能です。



メモ

「ペアローン」の場合は、単独でローンを組んでいるものとして申請してください。

例えば夫婦でペアローンを組んでいる場合、夫と妻が同じ金融機関で 1 本ずつ合計 2 本のローンを契約していることになります。

2 人がそれぞれのローンの債務者として別々に返済していくものである為、「連帯債務者」には該当いたしません。



25.住宅ローン控除申告有無確認

26.住宅ローン控除申告入力

..28

### 住宅ローン控除申告有無について教えてください

- ① ローン契約後、初回の申告は確定申告が必要です
- ② 2年目以降は、確定申告後に税務署より送付される住宅借入金等特別控除証明書を使用して年末調整にて控除申請が可能です
- ③ 震災特例法の適用には対応していません
- ④ 認定低炭素住宅に係るものには対応していません
- ⑤ バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等の特定増改築には対応していません
- ⑥ 令和4年1月1日以後に居住した場合、控除対象となる所得要件は2,000万円以下となります（令和3年以前に居住した場合は、3,000万円以下）  
所得が2,000万円を超える場合は、居住開始年月日をご確認頂いた上で、申告有無を選択してください  
※特別居住用家屋または特別認定住宅等の場合は、控除対象となる所得要件は1,000万円以下となります

有り

無し

戻る

次へ

<<26.住宅ローン控除申告入力>>【住宅を取得した年が平成30年までの方】

住宅借入金等特別控除申告書と住宅借入金等特別控除証明書のサンプルを例に記載します。

サンプルの数値を e-AMANO の画面に当てはめております。

お手元の書類と見比べて入力してください。

サンプル

平成25年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印  
 (この申告書は、年所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

〇〇 税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	国税太郎・本人 くに ぞう じょう じん
	給与の支払者の所在地(住所)	〇〇区〇〇×-××-×	あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-××-×

項目	新築又は購入に係る借入金等のお算			増改築等に係る借入金等のお算		
	住宅のみ	土地のみ	住宅及び土地等	項目	金額等	
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	円	円	19,750,000	増改築等に係る借入金等の年末残高	円	
家屋又は土地等の取得対価の額	(下の①) 10,000,000	(下の②) 12,500,000	(下の③) 22,500,000	増改築等の費用の額	(下の④) 円	
家屋の敷地面積又は土地等の敷面積のうち居住用部分の床面積又は前掲の占める割合	(下の⑤) 70.00	(下の⑥) 80.00	(備考の(注1)参照) 100	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	(下の⑦) 円 %	
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	円	円	19,750,000	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(④と⑦の少ない方)	円	
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(③×⑤)	円	円	19,750,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(③×⑦)	円	
特定増改築等住宅借入金等特別控除の計算の基礎となる借入金等の年末残高(③+⑧)	(総額3,000万円) 19,750,000	円	年所得の見積額	8,800,000	通常債務による住宅借入金等の年末残高	39,500,000
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	(下の④)	円	備考 私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高39,500,000円のうち、19,750,000円を負担することとしています。 〇〇市△△町×-××-× 国税太郎 勤務先 〇〇区〇〇×-××-× 〇〇株式会社			
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(④と⑧の少ない方)(備考の(注2)参照)	(総額200万円)	円	(注1) ⑤欄の記入に当たっては、⑤欄の割合が100%の場合に限り、⑥欄の割合は100%の割合で、同じ場合は⑤欄の割合は100%の割合で、異なる場合は「年所得見込み申告書の割合を記入する」とお読みください。 (注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けるには、④欄及び⑦欄の記入が必要となります。			
住宅借入金等特別控除額(③×1%)	197,500	円				

〇 この申告書及び添付書類は、平成25年分の年末調整を行う時までに給与の支払者に提出してください。

〇 この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。

〇 この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書」の添付が必要です。

〇 下の証明書は、切り離さないでください。

平成25年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

〇〇市△△町×-××-×

左記の方が、平成24年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成25年 10月15日

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇 印

国税 太郎 様

(証明事項)

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等をした部分に係る事項		
項目	家屋	土地等	項目	増改築等	
居住開始年月日	平成24年 7月 24日		居住開始年月日	年月日	
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000	12,500,000	増改築等の費用の額	円	
家屋又は土地等の敷地面積又は敷面積	70.00	80.00	⑤のうち居住用部分の費用の額	円	
⑤又は⑥のうち居住用部分の床面積又は前掲	70.00	80.00	特定増改築等の費用の額	円	
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	200,000	円

〔平成24年中居住者用〕

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書		
住宅取得資金の借入れ等をしている者	住 所	〇〇市△△町×-××-×
	氏 名	国 税 太 郎
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ <b>3 住宅及び土地等</b>	
住宅借入金等の金額	年末残高	<b>予定額 39,500,000 円</b>
	当初金額	9999年 99月 99日 40,500,000 円
償還期間又は返済期間	9999年 99月からの 25年 月間 9999年 99月まで	
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額	円	
(摘要)	連帯債務者 国 税 春 子	

この金額は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高(合計額)です。

ご本人には別途、負担すべき割合(例:50%)が通知されています。

26.住宅ローン控除申告入力
27.確認

住宅ローン控除申告有無について教えてください

住宅借入金等特別控除証明書は2枚以上ありますか？

はい

いいえ

新築または購入した家屋に係る入力がありますか？

はい

いいえ

増改築等をした部分に係る入力がありますか？

はい

いいえ

連帯債務の入力がありますか？

はい

いいえ

② e-AMANOの入力では、基本的に全て従業員分(按分された金額)を記載します。  
(例えば家屋+土地を5,000万円で購入し、従業員：配偶者が3：2の場合、「3,000万円」を記載します)

～続き～

～続き～

残高証明書の種類	住宅借入金等の内訳	金額	証明書画像	操作
新築又は購入した家屋	住宅及び土地等	19,750,000 円		編集 削除

① 年末残高証明書追加

● 住宅借入金等の内訳に「住宅のみ」「土地等のみ」「住宅及び土地等」の3種の区分がある場合はe-AMANOで対応しておりませんので、年末調整担当者にご確認ください

「年末残高証明書」の「年末残高」を入力します。連帯債務がある場合、これは合計額になりますので、ご本人の負担すべき割合(例:50%)を掛けた額を入力します。例:39,500,000 円 × 50% = 19,750,000 円

①年末残高証明書データを入力される場合は

「年末残高証明書追加」ボタンを押下し、証明書に記載の内容で入力します。

年末残高証明書について入力してください

残高証明書の種類 **必須**  新築又は購入した家屋  増改築等をした部分

住宅借入金等の金額 **必須**  円

● 住宅借入金等の金額にはカンマ (,) を入力しないでください  
例) 10000

年末残高証明書画像

※最大ファイルサイズ10MB  
● 写真添付をした場合でも原本の提出は必須です

～続き～

～続き～

**新築又は購入した家屋に係る事項**

令和6年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書を見ながら入力してください。詳細は[こちら](#)

居住開始年月日 必須   令和2年05月02日

項目	家屋	土地等
家屋又は土地等の取得対価の額	<input type="checkbox"/> <input type="text" value="10000000"/> 円	<input type="checkbox"/> <input type="text" value="12500000"/> 円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	ハ <input type="text" value="70.00"/> m2	ヘ <input type="text" value="80.00"/> m2
ハ又はヘのうち居住用部分の床面積又は面積	ニ <input type="text" value="70.00"/> m2	ト <input type="text" value="80.00"/> m2

住宅借入金等特別控除区分 必須  

住宅借入金等特別控除区分を選択します。お手持の住宅借入金等特別控除証明書をご確認ください。詳細は[こちら](#)

以下は、[新築又は購入した家屋に係る事項]欄で入力した値を基に算出しています

	住宅のみ	土地のみ	住宅及び土地等
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000 円	12,500,000 円	22,500,000 円
家屋の総床面積又は土地等の総床面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	100 %	100 %	100 %
取得対価の額に係る借入金等の年末残高			19,750,000 円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高			19,750,000 円

「令和〇年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の口、ハ、ニ、ホ、ヘ、トを入力します。

P.106 の「住宅借入金等特別控除区分」を参照し、該当する区分を選択します。

＜＜コンボの選択項目＞＞

- 00：該当しない
- 01：住宅取得等
- 02：認定長期優良住宅
- 04：被災者再取得
- 11：住宅取得等(特定取得)
- 12：認定長期優良住宅(特定取得)
- 21：住宅取得等(特別特定取得)
- 22：認定長期優良住宅(特別特定取得)
- 24：被災者再取得(特別特定取得)
- 31：住宅取得等(特例特別特例取得)
- 32：認定長期優良住宅(特例特別特例取得)
- 34：被災者再取得(特例特別特例取得)
- 41：住宅取得等(特例居住用家屋)
- 42：認定長期優良住宅(特例認定住宅等)
- 44：被災者再取得(特例居住用家屋)

～続き～

連帯債務に関するご入力される場合は本マニュアルの<<25.住宅ローン控除申告有無確認>>に記載の「連帯債務で入力内容が変わる」をご参照ください。

連帯債務

● 借入総額(従業員と連帯債務者の合計額)を入力してください。ただし、この値は住宅借入金等特別控除額の計算には使用しません。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高  円

控除額計算

令和6年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書を見ながら入力してください。詳細は[こちら](#)

● 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書、及び申告書を参考に、以下の項目を必ず入力してください。

- ・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の控除率
- ・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高の限度額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高の限度額 必須

円

申告書の⑪の上部の金額を入力してください  
例：(最高4,000万円)

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の控除率 必須

%

申告書の⑫の左側の項目に記載の割合を入力してください  
例：(⑪×1%)

特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高の限度額 必須

円

申告書の⑬の上部の金額を入力してください  
例：(最高200万円)

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高 19,750,000 円

特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高 0 円

住宅借入金等特別控除適用数 1

特定増改築等の費用の額 0 円

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 197,500 円

居住部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高の計算式の表示

● ここは入力項目ではありません。例外的なケースの際に計算式を参考情報として表示しています

添付ファイル

ファイルを選択

※最大ファイルサイズ10MB

備考

備考

戻る
次へ

連帯債務者がいる場合、借入総額(従業員と連帯債務者の合計額)を入力してください。ただし、この値は住宅借入金等特別控除額の計算には使用しません。

住宅借入金等特別控除申告書の⑪の最高額を入力します。

住宅借入金等特別控除申告書の⑬の最高額を入力します。

住宅借入金等特別控除申告書の⑭の控除率を入力します。

これが、入力結果を基に算出された住宅借入金等特別控除額です。

必要に応じて住宅借入金等特別控除証明書や年末残高証明書の画像データなどを添付してください。但し、証明書の画像を添付しても、原本は年末調整担当者へ提出する必要がありますのでご注意ください。

増改築した部分に係る事項がある方は、<<26.住宅ローン控除申告入力>>の画面の増改築等をした部分に係る入力がありますか？の質問に「はい」と選択したうえで以下のサンプルをご参照のうえ、ご入力ください。

平成 30 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

XXXXXXXXXX  
〇〇市△△町 ×-××-×

-----  
国税 太郎 様

左記の方が、平成 29 年分の所得税について次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 30 年 10 月 16 日

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇 印

(証明事項)

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等をした部分に係る事項		
項目	家屋	土地等	項目	増改築等	
居住開始年月日 ㉑	平成 29 年 7 月 24 日 (特定)		居住開始年月日 ㉑	①	年 月 日
家屋又は土地等の取得対価の額 ㉒	10,000,000 円	12,500,000 円	増改築等の費用の額 ㉓	②	円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積 ㉔	70.00 ㎡	80.00 ㎡	㉑のうち居住用部分の費用の額 ㉕	③	円
㉓又は㉕のうち居住用部分の床面積又は面積 ㉖	70.00 ㎡	80.00 ㎡	特定増改築等の費用の額 ㉗	④	円
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ㉘	⑤	円

(平成 29 年中居住者用)

増改築した部分に係る事項

令和6年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書を見ながら入力してください。詳細は[こちら](#)

① 居住開始年月日 必須

② 増改築等の費用の額  円

③ リのうち居住用部分の費用の額  円

④ 特定増改築等の費用の額  円

⑤ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額  円

住宅借入金等特別控除区分 必須

● 住宅借入金等特別控除区分を選択します。お手元の住宅借入金等特別控除証明書をご確認ください。詳細は[こちら](#)

以下は、[増改築した部分に係る事項]欄で入力した値を基に算出しています

増改築等の費用の額	0 円	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額 の占める割合
増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高	0 円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高

P.106 の「住宅借入金等特別控除区分」を参照し、該当する区分を選択します。  
<<コンボの選択項目>>

- 00: 該当しない
- 01: 住宅取得等
- 02: 認定長期優良住宅
- 04: 被災者再取得
- 11: 住宅取得等(特定取得)
- 12: 認定長期優良住宅(特定取得)
- 21: 住宅取得等(特別特定取得)
- 22: 認定長期優良住宅(特別特定取得)
- 24: 被災者再取得(特別特定取得)
- 31: 住宅取得等(特例特別特例取得)
- 32: 認定長期優良住宅(特例特別特例取得)
- 34: 被災者再取得(特例特別特例取得)
- 41: 住宅取得等(特例居住用家屋)
- 42: 認定長期優良住宅(特例認定住宅等)
- 44: 被災者再取得(特例居住用家屋)

<<26.住宅ローン控除申告入力>> 【住宅を取得した年が平成 31 年(令和元年)以降の方】

住宅借入金等特別控除申告書と住宅借入金等特別控除証明書のサンプルを例に記載します。

サンプルの数値を e-AMANO の画面に当てはめております。

お手元の書類と見比べて入力してください。

サンプル

令和 3 年分 給与所得者の (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書 兼 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除計算明細書				
給与の支払者の 名 (フリガナ) あなたの名	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	国税 太郎	
給与の支払者の 法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	あなたの住所 又は居所	〇〇市△△町×-××-×	
給与の支払者の 所在地 (住所)	〇〇市△△町×-××-×			
年末調整の際、次のとおり (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。				
項 目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る 借入金等の計算
	④ 住宅のみ	⑤ 土地等のみ	⑥ 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高 (内、連帯債務による借入金の額)	円	円	円 39,500,000	円
住宅借入金等の年末残高 (①のうち単独債務の額+ ①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	( ) 円	( ) 円	( 39,500,000 ) 円	( ) 円
住宅借入金等の年末残高 (①のうち単独債務の額+ ①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	( ) % 円	( ) % 円	( 50.00 % ) 円	( ) % 円
②と証明事項の取得対価の額又は 増改築等の費用の額の いずれか少ない方の金額	②と④の少ない方 円	⑤と⑥の少ない方 円	②と (③+④) 又は (⑤+⑥) の少ない方 円	②と③の少ない方 円
②と証明事項の取得対価の額又は 増改築等の費用の額の いずれか少ない方の金額	( ) 円	( ) 円	19,750,000	( ) 円
② × 「居住用割合」	( 100.0 % ) 円	( 100.0 % ) 円	( 100.0 % ) (注 1) 円	( ) % 円
住宅借入金等の年末残高等 (②の額の合計額)	(最高 4,000 万円) 円 19,750,000	年間所得の見積額 (3,000 万円を超える場合は 控除の対象がありません。)	8,800,000	円
特定増改築等の費用の額 (注 2)	円	(備考)		
特定増改築等の費用の額に係る 住宅借入金等の年末残高等 (②と⑥の少ない方) (注 2)	(最高 万円) 円			
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (⑦ × 1 %)	(100 円未満の繰上省略) 円 (最高 400,000 円) 197,500	控除適用 (の特例) を受ける場合の (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (注 3)	(100 円未満の繰上省略) 円 (最高 円)	00

令和 3 年分 年末調整のための (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除証明書			
〇〇市△△町×-××-×  国税 太郎 様	左記の方が、令和 2 年分の所得税について次の とおり (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の 適用を受けていることを証明します。  令和 3 年 〇 月 〇 日 〇〇 税務署長 〇〇 〇〇		
(証明事項 (令和 2 年中居住用者))			
居室に関する事項		土地等に関する事項	
② 居住開始年月日 (特別特定) 令和 2 年 〇 月 〇 日	③ 取得対価の額 円 11,000,000	④ 居住用割合 % 100.0	⑤ 連帯債務割合 % 50.00
	⑥ 取得対価等の額 円 12,500,000	⑦ 居住用割合 % 100.0	⑧ 連帯債務割合 % 50.00
増改築等に関する事項			特例期間(11年目~12年目)(※) における控除額
⑨ 居住開始年月日 年 月 日	⑩ 増改築等の費用の額 円	⑪ 特定増改築等の費用の額 円	(※) 年分~ 年分 円
	⑫ 居住用割合 %	⑬ 連帯債務割合 %	
(備考) 適用対象外の控除額	200,000 円	各年分の控除額の計算結果、この金額を上回ることはありません。 各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。	

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書		
住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	〇〇市△△町×-××-×
	氏名	国税太郎
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 39,500,000 円
	当初金額	9999年 99月 99日 40,500,000 円
償還期間又は賦払期間	9999年 99月からの 25年 月間 9999年 99月まで	
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額	円	
(摘要)	連帯債務者 国税春子	

この金額は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高(合計額)です。

ご本人には別途、負担すべき割合(例:50%)が通知されています。

年末調整申請

26.住宅ローン控除申告入力 27.確認 ..28

住宅ローン控除申告有無について教えてください

住宅借入金等特別控除証明書は2枚以上ありますか？

はい いいえ

2年目以降は、確定申告後に税務署より送付される住宅借入金等特別控除証明書を使用して年末調整にて控除申請が可能です

今年度の住宅借入金特別控除証明書の電子データをお持ちの方は以下のボタンよりデータインポートを実行ください

住宅借入金等特別控除証明書データインポート

新築または購入した家屋に係る入力がありますか？

はい いいえ

増改築等をした部分に係る入力がありますか？

はい いいえ

連帯債務の入力がありますか？

はい いいえ

税務署より控除証明書の電子ファイルを提供されている場合はアップロードが可能です。

年末調整申請

26.住宅ローン控除申告入力 27.確認 ..28

税務署より発行された控除証明書のデータを選択し「インポート実行」ボタンを押してください

控除証明書は、税務署から交付されたXMLファイルを取り込んだ場合のみ、紙面での提出が免除されます。その他の方法で提出される場合は、紙面で会社へ提出してください。

控除証明書データ

ファイルを選択

最大ファイルサイズ10MB

戻る インポート実行

メモ

住宅借入金等特別控除証明書の電子ファイルを取得できる条件は下記の通りです。

- ・居住年が令和元年以降であること。
- ・居住開始年の確定申告書を e-Tax により提出、来年分以降の住宅ローン控除証明書を e-Tax による電子データでの交付を希望していること。

～続き～

「年末残高証明書」の「年末残高」を入力します。

連帯債務がある場合、これは合計額になりますのでそのまま入力します。

- ①金融機関より年末残高証明書の電子ファイルが提供されている場合は「証明書データインポート」ボタンを押下して、残高証明書の種類を選択後にアップロードが可能です。

- ②年末残高証明書データを手入力される場合は「年末残高証明書追加」ボタンを押下し、証明書に記載の内容で入力します。

登録した年末残高証明書の内容を修正する場合は「編集」ボタンを押下して手修正をしてください。  
 また 2024 年に住宅借入金の借換を行っている場合は変更後の年末残高をお求めのうえ  
 金額の変更をすることが可能です。

年末残高証明書

証明書データインポート 年末残高証明書追加

残高証明書の種類	住宅借入金等の内訳	金額	証明書画像	操作
新築又は購入した家屋	住宅及び土地等	19,750,000円		<span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">編集</span> <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">削除</span>

① 証明書データインポート後に住宅借入金等の金額を手修正した場合、手修正される前の値が「()」内に表示されます。



年末残高証明書について入力してください

残高証明書の種類 必須  新築又は購入した家屋  増改築等をした部分

住宅借入金等の内訳 必須 住宅のみ

住宅借入金等の金額 必須 19750000 円  
① 住宅借入金等の金額にはカンマ (,) を入力しないでください  
 例) 10000

年末残高証明書画像 画像を選択  
※最大ファイルサイズ10MB  
 ① 写真添付をした場合でも原本の提出は必須です

閉じる
登録

※年末残高証明書の電子ファイルをアップロードし登録した場合、  
 ・住宅借入金等の金額  
 ・年末残高証明書画像  
 のみ手修正することが可能です。



住宅借入金等の金額が修正前の金額と異なる場合のみ、  
 金額欄の()内に修正前の金額が表示されます。

年末残高証明書

証明書データインポート 年末残高証明書追加

残高証明書の種類	住宅借入金等の内訳	金額	証明書画像	操作
新築又は購入した家屋	住宅及び土地等	20,000,000円 (19,750,000円)		<span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">編集</span> <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">削除</span>

① 証明書データインポート後に住宅借入金等の金額を手修正した場合、手修正される前の値が「()」内に表示されます。

～続き～

新築又は購入した家屋に係る事項

令和6年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書を見ながら入力してください。詳細は[こちら](#)

① 「居住用割合」が「家屋」と「土地等」で異なる場合はe-AMANOで対応しておりませんので、年末調整担当者にご確認ください

居住開始年月日 **必須** 2021/10/01  令和3年10月01日

項目	家屋	土地等
家屋又は土地等の取得対価の額	<input type="checkbox"/> 11000000 円	<input type="checkbox"/> 12500000 円
居住用割合	<input type="checkbox"/> 100.00 %	<input type="checkbox"/> 100.00 %

住宅借入金等特別控除区分 **必須** 21:住宅取得等(特別特定取得) ▼

① 住宅借入金等特別控除区分を選択します。お手元の住宅借入金等特別控除証明書をご確認ください。詳細は[こちら](#)

「令和〇年分 給与所得者の  
(特定増改築等)住宅借入金  
等特別控除申告書」の  
口、ハ、ホ、へを  
入力します。

P.106 の「住宅借入金等特別控除区分」を参照し、該当する区分を選択します。

<<コンボの選択項目>>

- 00: 該当しない
- 01: 住宅取得等
- 02: 認定長期優良住宅
- 04: 被災者再取得
- 11: 住宅取得等(特定取得)
- 12: 認定長期優良住宅(特定取得)
- 21: 住宅取得等(特別特定取得)
- 22: 認定長期優良住宅(特別特定取得)
- 24: 被災者再取得(特別特定取得)
- 31: 住宅取得等(特例特別特例取得)
- 32: 認定長期優良住宅(特例特別特例取得)
- 34: 被災者再取得(特例特別特例取得)
- 41: 住宅取得等(特例居住用家屋)
- 42: 認定長期優良住宅(特例認定住宅等)
- 44: 被災者再取得(特例居住用家屋)



住宅ローン控除申告書の電子ファイルをインポートされた場合も、住宅借入金等特別控除区分は手修正して頂く必要があります。電子ファイルをインポートしますと、住宅借入金等特別控除区分のコンボボックスの下に、電子ファイルの内容が表示されます。この表示内容を基に、ヘルプ文の「詳細はこちら」のリンク先の情報より、区分を選択してください。(赤枠内が「詳細はこちら」のリンク先の説明にある①の情報、青枠が②の情報、緑枠は参考情報となります)

住宅借入金等特別控除区分 **必須** 00: 該当しない ▼

(令和4年中居住者・特例居住用家屋用)  認定住宅、新築、特例認定住宅等

①の情報です ②の情報です 参考情報です

① 住宅借入金等特別控除区分を選択します。お手元の住宅借入金等特別控除証明書をご確認ください。詳細は [こちら](#)

住宅借入金特別控除区分の選択方法を説明させて頂いているサイトへ遷移します↑

## ～続き～

連帯債務に関するご入力をされる場合は、本マニュアルの<<25.住宅ローン控除申告有無確認>>に記載の「連帯債務で入力内容が変わる」をご参照ください。

項目	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等
連帯債務による住宅借入金等の年末残高 年末残高証明書で入力した箇のうち、連帯債務対象額を入力してください	0 円	0 円	39500000 円	0 円
連帯債務割合 ご本人の負担すべき割合を入力してください	0.00 %	0.00 %	50.00 %	0.00 %

連帯債務者がいる場合、別途ご本人に通知されております「連帯債務による住宅借入金等の年末残高」と「ご本人の負担すべき割合(例:50%)」を入力してください。

なお、「連帯債務による住宅借入金等の年末残高」は「年末残高証明書の年末残高」とは限りませんのでご注意ください。

(例:年末残高は3,000万円だが、そのうち連帯債務対象が2,000万円の場合、「20000000」を入力します)

～続き～

控除額計算

以下は、入力した値を基に算出しています

項目	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等
①「新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高」	0円	0円	39,500,000円	0円
「①内の連帯債務による借入金の額」	0円	0円	39,500,000円	0円
②「住宅借入金等の年末残高」	0円	0円	19,750,000円	0円
「②の連帯債務割合」	0.00%	0.00%	50.00%	0.00%
③「②と証明事項の取得対価の額または増改築等の費用の額のいずれが少ない方の金額」	0円	0円	19,750,000円	0円
「④の居住割合」	100.00%	100.00%	100.00%	0.00%
④「③X居住割合」	0円	0円	19,750,000円	0円

令和6年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書を見ながら入力してください。詳細は[こちら](#)

- ① 住宅ローンを開始したのが令和4年以降の方は、e-AMANO画面上に記載している「⑧」を「⑨」に置き換えてご確認ください
- ② 「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除率」を入力してください
- ③ 「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(最高額)」を入力してください

居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高 ● 本項目は申告書には権が存在しない計算用項目となります	19,750,000 円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高 ● 本項目は申告書には権が存在しない計算用項目となります	0 円
⑤「住宅借入金等の年末残高等」	19,750,000 円	「⑤の住宅借入金等の年末残高等(最高額)」 申告書の⑤の上部の金額を入力してください 例：(最高4,000万円)	4000000
「⑤の年間所得見積額」	7,900,000 円	⑥「特定増改築等の費用の額」	0 円
⑦「特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等」	0 円	「⑦の特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(最高額)」 申告書の⑦の上部の金額を入力してください 例：(最高200万円) 令和4年以降の申告書の場合は「0」を入力してください	790000
⑧「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」	197,500 円	「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除率」 申告書の⑧の左側の項目に記載の割合を入力してください 例：(③×1%)	1.00%
「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(最高額)」 申告書の⑧の真ん中の金額を入力してください 例：(最高400,000円)			400000
住宅借入金等特別控除適用数			1

住宅借入金等特別控除申告書の⑤の最高額を入力します。

住宅借入金等特別控除申告書の⑦の最高額を入力します。

住宅借入金等特別控除申告書の⑧の控除率を入力します。

これが、入力結果を基に算出された住宅借入金等特別控除額です。

ここは入力項目ではありません。例外的なケースの際に計算式を参考情報として表示するエリアです。

～続き～

添付ファイル

ファイルを選択

※最大ファイルサイズ10MB

備考

備考

戻る 次へ

必要に応じて住宅借入金等特別控除証明書や年末残高証明書の画像データなどを添付してください。

但し、証明書の画像を添付しても、原本は年末調整担当者へ提出する必要がありますのでご注意ください。

増改築した部分に係る事項がある方は、<<26.住宅ローン控除申告入力>>の画面の増改築等をした部分に係る入力がありますか？の質問に「はい」と選択したうえで以下のサンプルをご参照のうえ、ご入力ください。

令和3年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

〒〒-〒-〒

〇〇市△△町×-××-×

-----

国税 太郎 様

左記の方が、令和2年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

令和 3 年 〇 月 〇 日

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇

(証明事項) (令和2年中居住者用)

① 居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	取得対価等の額	居住用割合	連帯債務割合
(特別約定) 令和2年〇月〇日	円 11,000,000	% 100.0	% 50.00	円 12,500,000	% 100.0	% 50.00
① 居住開始年月日	増改築等に関する事項				⑤ 特例期間(11年目～13年目)(※)における控除限度額	
年 月 日	円	円	%	%	(※) 年分～	年分 円
(※) 適用対象外の控除額	円 200,000	<small>各年分の控除額の計算の趣旨、この金額を上回ることはありません。各年別の控除額ではありませんのでご注意ください。</small>				

増改築した部分に係る事項

令和6年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書を見ながら入力してください

① 居住開始年月日 必須

② 増改築等の費用の額  円

③ 特定増改築等の費用の額  円

④ 居住用割合 (増改築等)  %

住宅借入金等特別控除区分 必須 00: 該当しない

00: 該当しない  
 01: 住宅取得等  
 02: 認定長期優良住宅  
 04: 被災者再取得  
 11: 住宅取得等(特定取得)  
 12: 認定長期優良住宅(特定取得)  
 21: 住宅取得等(特別特定取得)  
 22: 認定長期優良住宅(特別特定取得)  
 24: 被災者再取得(特別特定取得)  
 31: 住宅取得等(特例特別特例取得)  
 32: 認定長期優良住宅(特例特別特例取得)  
 34: 被災者再取得(特例特別特例取得)  
 41: 住宅取得等(特例居住用家屋)  
 42: 認定長期優良住宅(特例認定住宅等)  
 44: 被災者再取得(特例居住用家屋)

P.106の「住宅借入金等特別控除区分」を参照し、該当する区分を選択します。 <<コンボの選択項目>>

住宅ローン控除申告書の電子ファイルをインポートされた場合も、住宅借入金等特別控除区分は手修正して頂く必要があります。電子ファイルをインポートすると、住宅借入金等特別控除区分のコンボボックスの下に、電子ファイルの内容が表示されます。この表示内容を基に、ヘルプ文の「詳細はこちら」のリンク先の情報より、区分を選択してください。(赤枠内が「詳細はこちら」のリンク先の説明にある①の情報、青枠が②の情報、緑枠は参考情報となります)

住宅借入金等特別控除区分 必須 00: 該当しない

(令和4年中居住者・特例居住用家屋用)  認定住宅・新築・特例認定住宅等  
①の情報です ②の情報です 参考情報です

● 住宅借入金等特別控除区分を選択します。お手元の住宅借入金等特別控除証明書をご確認ください。詳細は [こちら](#)

住宅借入金特別控除区分の選択方法を説明させて置いているサイトへ遷移します！

後述する「住宅借入金等特別控除区分」では、対象の区分をコンボから選択しますが対象となる区分は住宅借入金等特別控除証明書の記載内容で決まります。

赤枠①②③をご確認の上、下表より該当の番号を選択してください。

②に(特定)の記載がある場合、(特定取得)を選択します。  
(特別特定)の記載がある場合は、(特別特定取得)を選択します。

■住宅借入金等特別控除証明書(住宅を取得した年が平成30年まで)

(証明事項)				新築又は購入した家屋に係る事項				増改築等をした部分に係る事項			
項	日	家屋	土地等	日	増改築等	日	増改築等	日	増改築等	日	増改築等
①	居住開始年月日	平成30年7月24日 (特定)		②	開始年月日	年 月 日		①	増改築等の費用の額	円	
②	家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000	12,500,000	③	①のうち居住用部分の費用の額	円		②	特定増改築等の費用の額	円	
③	家屋又は土地等の総床面積又は総面積	70.00	80.00	④	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	200,000		③		円	
④	③又は③のうち居住用部分の床面積又は面積	70.00	80.00	⑤				④		円	

(平成30年中居住者用) ①

■住宅借入金等特別控除証明書(住宅を取得した年が平成31年(令和元年)以降)

(証明事項) (令和2年中居住者用) ①						
②	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	取得対価の額	居住用割合	連帯債務割合	取得対価等の額	居住用割合	連帯債務割合
(特別特定)	10,000,000 円	100.0 %	50.00 %	11,000,000 円	100.0 %	50.00 %
③	増改築等に関する事項				特例期間(11年目~13年目)(※)における控除額	
	増改築等の費用の額	特定増改築等の費用の額	居住用割合	連帯債務割合	(※) 年分~	年分
	円	円	%	%		円

■住宅借入金等特別控除証明書(住宅を取得した年が令和4年以降)

(証明事項) (令和4年中居住者用) ①						
① 居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 取得対価等の額	⑥ 居住用割合	⑦ 連帯債務割合
② 令和4年〇月〇日	11,000,000 円	100.0 %	50.00 %	12,500,000 円	100.0 %	50.00 %
⑧ 居住開始年月日	増改築等に関する事項			⑨ 住宅の区分等	⑩ 備考	
	⑪ 増改築等の費用の額	⑫ 居住用割合	⑬ 連帯債務割合			
年 月 日	円	%	%			
(参考) 適用初年分の控除額	140,000 円	各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。				

住宅借入金等特別控除区分

記載内容	区分設定	
	① 取得年の記載	② 特記事項
( )の記載がない場合 または (平成・令和 XX 年中居住者用) または (平成・令和 XX 年中居住者用・特例用) ※「特例」と「特定」は別の扱いですので、ご注意ください。	特になし	01
	(特定)の記載あり	11
	(特別特定)の記載あり	21
	(特例特別特例)の記載あり	31
(令和 XX 年中居住者用・特例居住用家屋用)	—	41
(平成・令和 XX 年中居住者用・認定住宅用) または (平成・令和 XX 年中居住者用・長期優良住宅用)	特になし	02
	(特定)の記載あり	12
	(特別特定)の記載あり	22
	(特例特別特例)の記載あり	32
(令和 XX 年中居住者用・認定住宅等(特例認定住宅等)用)	—	42
(平成・令和 XX 年中居住者用・特定増改築等住宅借入金等特別控除用)	特になし	03
	(特定)の記載あり	13
	(特別特定)の記載あり	—
	(特例特別特例)の記載あり	—
(平成・令和 XX 年中居住者用・震災再取得等用)	特になし	04
	(特定)の記載あり	—
	(特別特定)の記載あり	24
	(特例特別特例)の記載あり	34
(令和 XX 年中居住者用・震災再取得等(特例居住用家屋)用)	—	44

## <<27. 確認>>

**まだ処理は完了していません！一番下の「提出する」ボタンを押下すると申請が完了します。**

入力内容を基に、各種申告書を作成します。

入力内容に間違いがないかを確認後、年末調整担当者へ申請すれば年末調整手続きは完了となります。

提出方法は年末調整担当者の指示に従ってください。

紙での提出が必要な場合は、印刷して提出してください。(押印は不要です)

ブラウザ上でプレビュー表示、  
もしくは PDF ダウンロードで、  
内容の確認ができます。

作成された申告書の説明サイト  
(国税庁のサイト)を開きます。

間違いがあった場合、  
「編集」ボタンを押下することで  
編集が可能です。

チェックボックスにチェックを付けて、  
「提出する」ボタンを押下すると  
申請が完了します。



年末調整担当者が承認するまでは、e-AMANO 上で提出した申告書を確認できます。

補足

<<13.配偶者控除申請有無確認>>画面で「はい」を選択し、  
 <<27.確認>>画面の最終計算結果の配偶者控除・配偶者特別控除の額が「0 円」の場合は  
 <<13.配偶者控除申請有無確認>>画面に戻り、「いいえ」を選択し直してください。

配偶者情報	
配偶者控除判定	
天野 太郎さんの合計所得金額	98,050,000円
区分判定(区分Ⅰ)	所得上限超過 控除対象外
基礎控除の額	0円
天野 花子さんの合計所得金額	0円
区分判定(区分Ⅱ)	48万円以下かつ年齢70歳未満(2)
配偶者控除の額	0円
配偶者特別控除の額	0円

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書で、配偶者および扶養親族の「住所又は居所」欄に「同上」と表記された場合の「同上」とは、申告者の住所又は居所と同じであることを示しています。

令和 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書										
所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	アマノ タロウ		あなたの生年月日	12年 1月 1日	扶養親族の氏名	天野 太郎	あなたの住所	横浜市港北区菊名
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	天野 太郎		あなたの住所	横浜市港北区菊名	あなたの配偶者	本人	あなたの住所	横浜市港北区菊名
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	横浜市港北区菊名		あなたの住所	横浜市港北区菊名	あなたの配偶者	本人	あなたの住所	横浜市港北区菊名
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者(盲、ひきこり又は勤労学生)のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。										
区分等	(フリガナ)氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由					
源泉控除対象配偶者(注1)	アマノ ハナコ			同上						
主たる給与から控除を受ける B 扶養親族 (16歳以上) (平19.1.1以降生)	1 天野 花子	妻	11・12・31	横浜市港北区大町2丁目7番5号						
	2 天野 さくら	子	18・3・1	同上						
	3 天野 ユウコ	子	17・5・10	同上						
	4 天野 優子	子		同上						
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者又は勤労学生									
他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由					
16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由					
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由					

## 補足

《21.生命保険料控除申告入力》画面、《22.地震保険料控除申告入力》画面でインポートした内容または団体保険の内容を手修正した場合、手修正前と手修正後の内容を《27.確認》画面でご確認いただけます。

生命保険料控除額	
一般の生命保険料(1件目)	
● 電子ファイルインポート後に手修正された項目は、青紫色が黄色に変わっています。その場合「()」内に記載されている内容は、手修正される前の値となります。	
入力方法	データインポート
生命保険料区分選択	一般の生命保険料
保険会社名	日本
保険等の種類	終身年金
保険期間又は年金支払い期間	10年 (終身)
契約者姓名	天野 太郎
受取人姓名	天野 太郎 (天野 次郎)
続柄	子 ( )
制度区分	新制度
保険料申告額	2,000円 (1,000円)

## 補足

《26.住宅ローン控除申告有無確認》画面でインポートした証明書データを手修正した場合、  
《27. 確認》画面で修正内容をご確認いただけます。

住宅ローン控除申告有無確認	
年末調整用残高証明書(1件目)	
① 証明書データインポート後に住宅借入金等の金額を手修正した場合、手修正される前の値が「()」内に表示されます。	
入力方法	インポート
残高証明書の種類	新築又は購入した家屋
住宅借入金等の内訳	住宅のみ
住宅借入金等の金額	20,000,000円 修正後の内容 (19,750,000円) 修正前の内容

## 補足

ブラウザから申告書を印刷する際に、申告書の下部が見切れてしまう場合がございます。  
その場合は各ブラウザの設定をご確認ください。

- ・Chrome から印刷する場合、印刷設定から詳細設定を開き倍率を「印刷可能領域に合わせる」に設定し印刷をしてください。
- ・Firefox から印刷する場合、印刷設定から余白を「最小」に設定し印刷をしてください。